

## 第3章 施策の基本方針と具体的取組

### 1. あらゆる分野における女性の活躍

#### (1) 男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

##### 基本的な考え方

少子・高齢化が進み、労働力人口が減少する中、すべての女性が活躍できる社会づくりは経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも重要です。

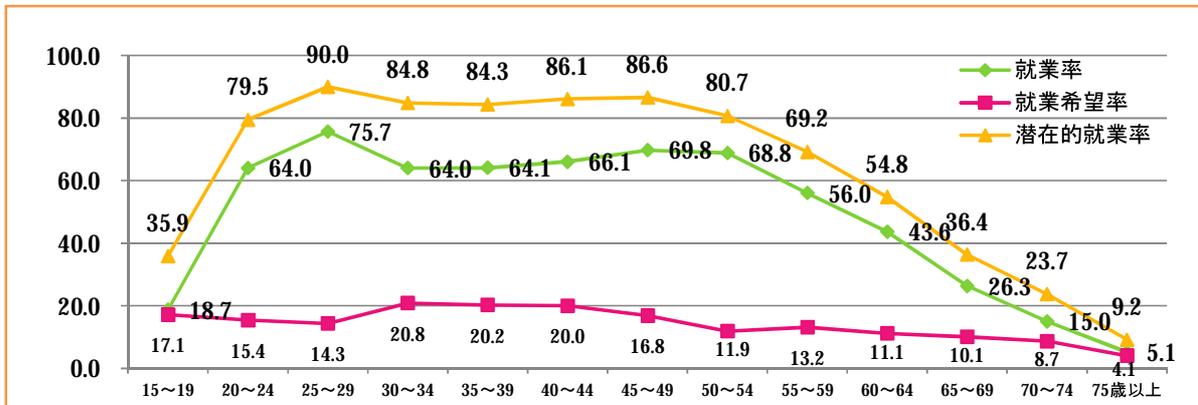
そして、府民一人ひとりが豊かな生活を送ることができる大阪をめざし、男女ともに育児・介護をしながら働き続けることができるよう、仕事と生活の調和を推進していくことが重要です。

##### 数値目標(アウトカム)

数値目標	現状値	目標値(H32年度)	参考・比較指標
社会での女性の活躍が以前より進んだと思う府民の割合	70.8% (H26年度)	90%	—
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の周知度	43.6% (H26年度)	70%	41.3% (H24年) 内閣府調査
女性の就業率	年平均 44.8% (H26年)	全国平均を上回る (H31年度)	全国平均 47.62% (H26年)
男性の育児休業取得者の割合	1.9% (H25年度)	全国平均を上回る	全国平均：2.02% (H25年度)
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	28分/日 (H23年)	全国平均を上回る	全国平均：39分/日 (H23年)

**参 考**

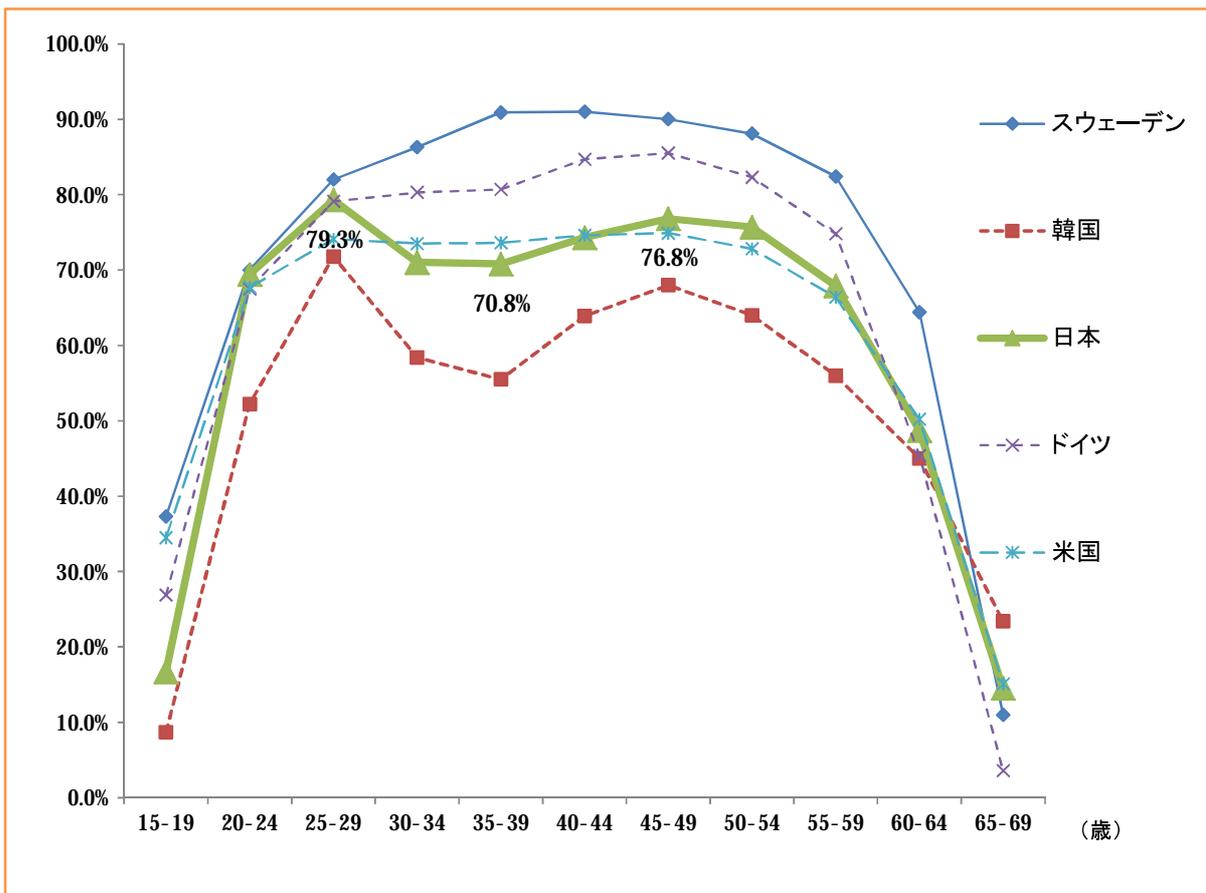
1 年齢階級別女性の潜在的就業率（大阪府） ※基本的な指標（P103 以降参照。以下同じ。）



資料出所：総務省「平成 24 年 就業構造基本調査」

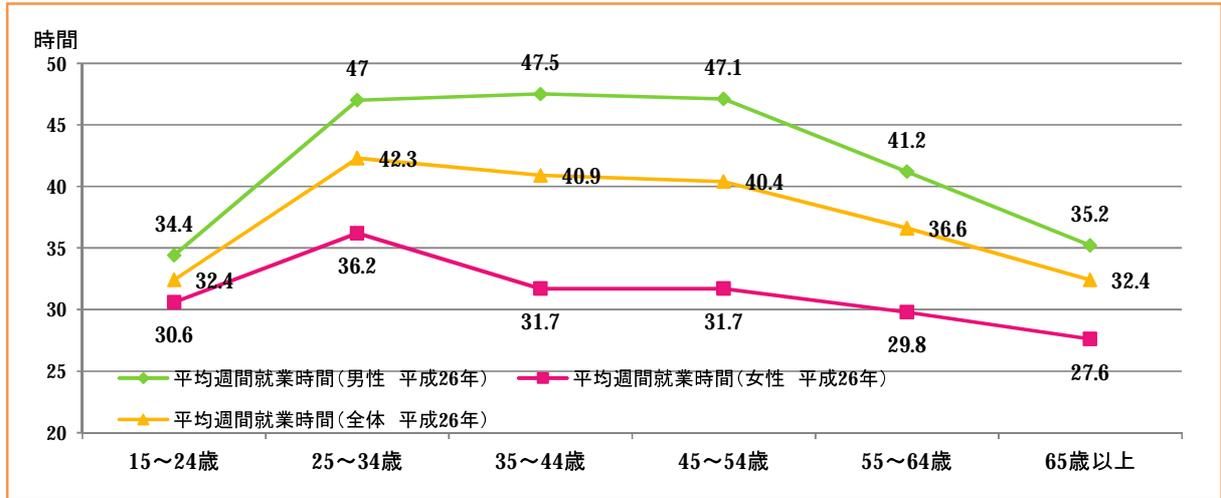
(注)潜在的な就業率=(就業者数(年齢階級別)+就業希望者数(年齢階級別))/15 歳以上人口(年齢階級別)

参 考：国際比較



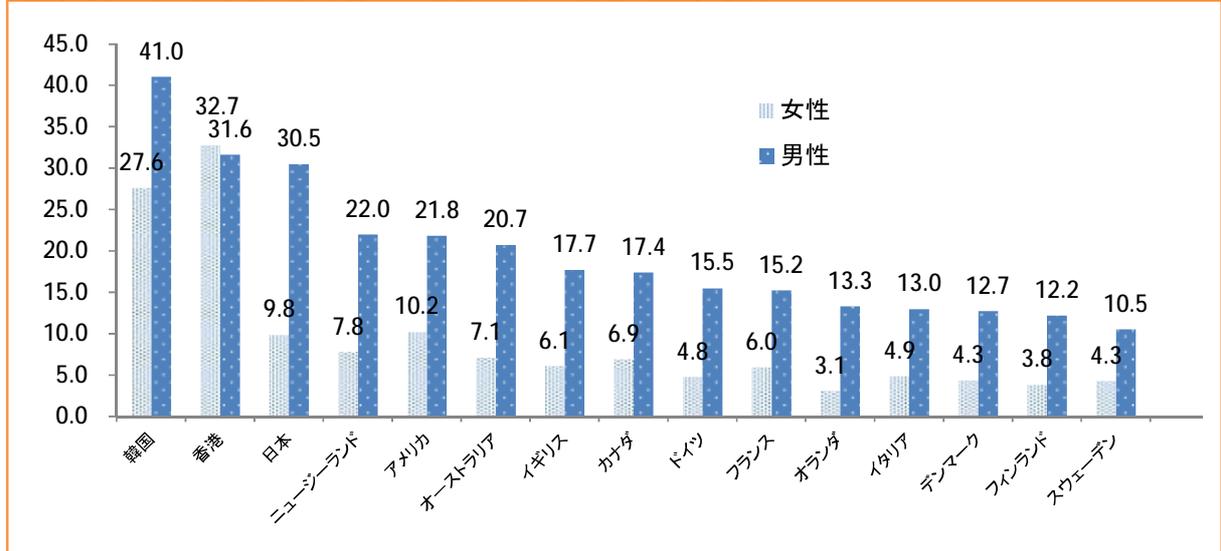
資料出所：内閣府「平成 27 年版 男女共同参画白書」他

2 性別・年齢階級別平均就業時間（大阪府） ※基本的な指標



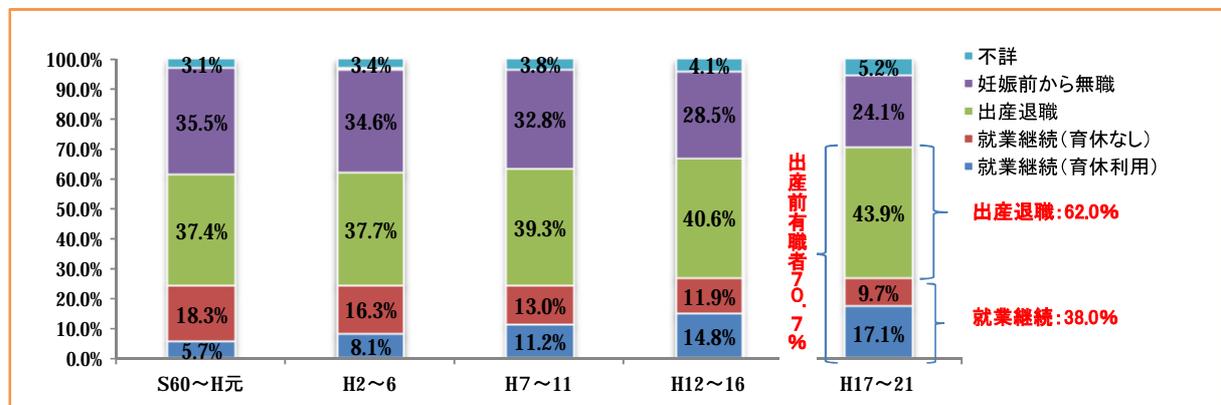
資料出所:大阪府統計課「大阪の就業状況」(平成26年平均)

国際比較 長時間労働者（週49時間以上）の割合（国際比較）



資料出所:内閣府資料

3 女性の就業状況をめぐる状況（全国）



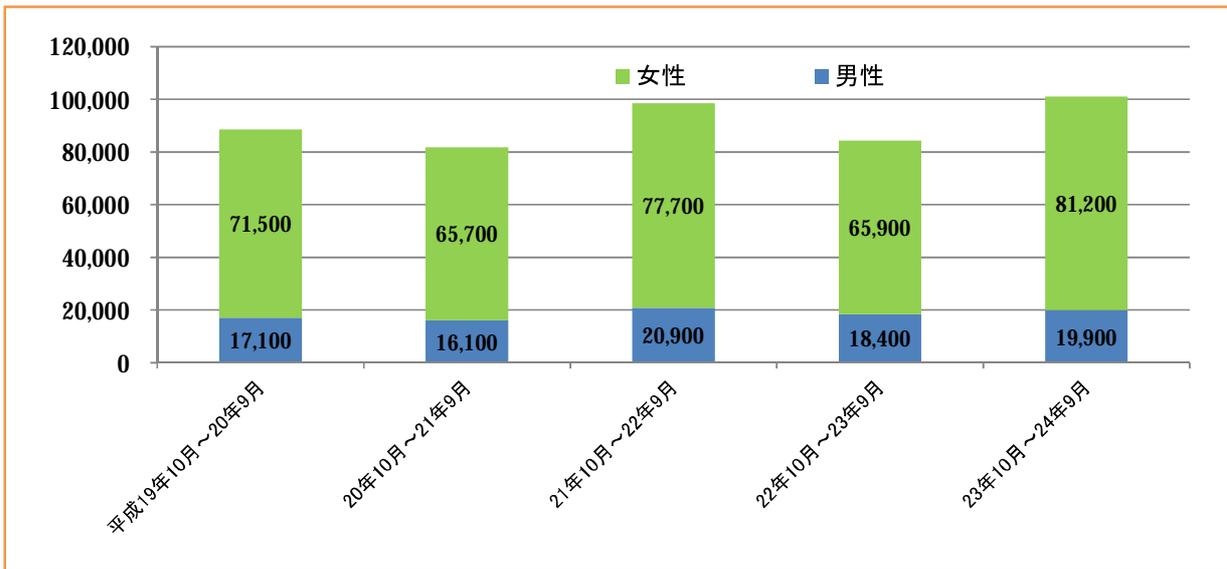
資料出所:内閣府「平成27年版 男女共同参画白書」

4 育児休業の取得率（大阪府 全国） ※基本的な指標

(常用労働者30人以上規模)	大阪府		全国	
	女性(%)	男性(%)	女性(%)	男性(%)
平成14年	81.5	0.4	71.2	0.05
平成20年	86.1	0.9	89.0	1.22
平成25年	83.8	1.9	91.1	2.02

資料出所:厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(H14)、「雇用均等基本調査」(H20)、  
大阪府雇用推進室「基本的労働条件調査」(H14)、大阪府総合労働事務所「平成25年度 大阪府労働関係調査」

5 介護・看護を理由に離職・転職した者（全国）



資料出所:内閣府「平成27年版 男女共同参画白書」

## 基本方針 1 (1) ① 働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備

働きたい男女が就業し、育児・介護等をしながら就業を継続することができ、その能力を十分発揮できるような環境整備を進めるためには、男性正社員を前提とした長時間労働や既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする「男性中心型の働き方」を見直すことで、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を推進するとともに、「経営者・職場の理解」を併せて進めていきます。

企業等においては、働き方の見直しにより労働生産性を向上させ、長時間労働を抑制していくことや、テレワークなどの在宅勤務やフレックスタイム制度を導入することなど柔軟な働き方が選択できる仕組みを導入し、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要です。また、子育てや介護について男性の積極的な参画が促されるよう、各種休暇制度の整備・充実を図っていくことも必要です。そして、育児や介護をしながら働き続ける女性を支援するため、子育て、介護をしながら働き続けているロールモデルやメンターを派遣し、アドバイスする機会を設定するなど、コーディネート機能の発揮に努めることも重要です。

経営者・職場の理解を促進していくためには、まず、企業経営者・管理職の意識改革が重要であり、これらの者を対象とした意識啓発を進めます。その際、行政、経済団体、企業、大学、労働団体など産官学のオール大阪で取り組むことで啓発効果がより高まることが期待できることから、「OSAKA女性活躍推進会議」や「おおさか男女共同参画促進プラットフォーム」のような産官学労で構成する組織を十分に活用し、今まで以上に、各団体の連携や協力を努めます。

具体的取組	担当・関連部局
<p><u>ア 経営者・管理職の意識啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業経営者、人事労務担当者、管理者、労働者に対し、育児・介護休業制度等の周知と利用促進に向けた啓発を行うとともに、仕事と子育ての両立が図れるよう配慮した企業等の先進的な取組や、トップがイクボスの場合やイクボスの育成等に先進的に取り組む企業の取組を紹介するなどし、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。</li> <li>労働者が男女ともに仕事と家庭や地域活動とをバランスよく両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、総労働時間の短縮、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実や子育て・介護との両立に向けた制度の定着促進、非正規労働者の待遇改善など、企業等に対して働き続けやすい職場環境づくりのための啓発等を行います。</li> </ul>	<p>府民文化部 福祉部 商工労働部</p> <p>府民文化部 福祉部 商工労働部</p>
<p><u>イ 官民協働による啓発と働き方の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済団体や労働組合等と連携してワーク・ライフ・バランスの必要性を周知するとともに、中小企業も含め府内企業において働き続けやすい職場環境づくりの取組がより一層推進されるよう、仕事と子育ての両立支援など、男女ともに働きやすい職場環境づくりを進める意欲のある企業の取組を応援します。また、「男女いきいき・元気宣言登録制度」の充実を図るとともに、登録者を増やします。</li> </ul>	<p>府民文化部 福祉部 商工労働部</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>行政と経済団体、大学等が相互に連携・協力し、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げるため、平成27年7月に設置した OSAKA 女性活躍推進会議を通じ、機運醸成や組織トップを始めとした意識改革、女性のキャリア形成支援や就業機会の提供、働きやすい職場環境づくりに取り組めます。 そして、OSAKA 女性活躍推進会議で決定する連携方策等については、「おおさか男女共同参画促進プラットフォーム」等の個別企業や大学が参画する組織を活用しながら進めます。</li> </ul>	<p>政策企画部 府民文化部 商工労働部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療現場など、長時間労働等の厳しい就労環境にある職場において、仕事と生活の調和の実現に向けた取組が促進されるよう、就労環境の改善等に向けた先進的な取組を情報提供するとともに、働き方の見直しに向けた啓発等を行います。</li> </ul>	<p>府民文化部 健康医療部 商工労働部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府では、次世代育成支援対策推進法に基づく「大阪府特定事業主行動計画～みんなでサポート！子育てしやすい環境づくり～」(平成27年4月策定)に沿って、子育てを職場としてサポートしていく観点から、子育て中の職員が、育児休業や子育てのための休暇等の制度を活用できる環境づくりを行います。また、時間外勤務の縮減とともに、年次休暇の取得を促進して、子育てのための時間づくりや職員の仕事と生活の調和の実現を推進します。</li> </ul>	<p>総務部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府教育委員会では、次世代育成支援対策推進法に基づく「大阪府教育委員会特定事業主行動計画～みんなでサポート！子育てしやすい環境づくり～」(平成27年4月策定)に沿って、子育てを職場としてサポートしていく観点から、子育て中の職員が、育児休業や子育てのための休暇等の制度を活用できる環境づくりを行います。また、時間外勤務等の縮減とともに、年次休暇の取得を促進して、子育てのための時間づくりや職員の仕事と生活の調和の実現を推進します。</li> </ul>	<p>教育委員会</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府警察本部においては、女性活躍推進法に基づく「大阪府警察女性活躍・次世代育成支援対策行動計画」やワークライフバランス推進に向けた対策により、出産・子育てに係る休暇等の制度の周知徹底及び意識改革、勤務環境の整備等、子育てをする家庭をより支援する取組を推進します。</li> </ul>	<p>警察本部</p>
<p><u>ウ 多様な働き方への支援</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>フルタイム労働者とパートタイム労働者との均衡を考慮した処遇や労働条件の確保を図るため、事業主、人事労務担当者、労働者へ、「パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)」を周知します。また、短時間労働者に関する国の研究などの情報を収集し、提供に努めます。</li> </ul>	<p>商工労働部</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅で働く者の権利が十分に守られるよう、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅ワークに関するポータルサイトの運営などにより、IT を活用した各種の情報提供等を行います。</li> </ul>	<p>商工労働部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>農業における従業者の実態把握や仕事と生活の調和の普及に努めるとともに、仕事と育児や介護との両立を支援するため、家族経営協定の普及や、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。また、商工業等の自営業における家族従業者の実態を踏まえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、国の税制等の各種制度の在り方の検討を注視していきます。</li> </ul>	<p>環境農林水産部 府民文化部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで男性中心と考えられてきた職域に、未就労女性が就労することを後押しするための方策について検討します。</li> </ul>	<p>政策企画部 府民文化部 福祉部 商工労働部 住宅まちづくり部</p>

## 基本方針 1 (1) ② 仕事と子育てとの両立

平成27年度から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。この制度では、教育と保育とを一体的に行う「認定こども園」のより一層の普及や、一時預かり、放課後児童クラブの拡充などが示されており、これらの施策を活用しながら、待機児童解消に向けて取り組みます。また、多様化するライフスタイルに対応できるよう、休日保育、延長保育、病児保育などの環境整備の充実を図ります。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><b>ア 子育てと仕事で両立できるよう保育所等の環境整備の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援新制度を円滑に実施し、認定こども園のより一層の普及や地域の子ども・子育て支援のための市町村の取組を支援することにより、待機児童の解消に向けた取組を進めます。</li> <li>放課後児童クラブの利用者等のニーズを踏まえ、開設時間の延長や大規模クラブの分割化等、放課後児童クラブの運営の充実を図る市町村の取組を支援します。</li> <li>保育所・認定こども園、放課後児童クラブにおける障がい児の受入体制の充実や、ひとり親家庭の子どもの優先入所を促進します。</li> <li>病院内保育所運営事業への助成制度等の活用を通じ、病院内保育所の更なる充実を図ります。</li> </ul>	<p>府民文化部 福祉部 教育委員会</p> <p>福祉部</p> <p>福祉部</p> <p>健康医療部 福祉部</p>
<p><b>イ 地域における子育て支援策の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育ての悩みなどに関する様々な相談に対応するため、福祉、保健・医療、教育、警察等の専門機関が、実践研修の実施等に努め、地域の関係機関と連携、協働しながら、効果的、総合的な相談支援を推進します。また、子ども家庭センター、保健所・市町村保健センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校などの各機関と、府民に身近なNPO、ボランティアが連携し、地域で気軽に相談できる多様な相談窓口の整備を進めます。</li> <li>地域福祉・子育て支援交付金や新子育て支援交付金を活用し、市町村が創意工夫を凝らし、住民ニーズに沿った施策を展開できるよう支援を行います。</li> <li>保育園、幼稚園、認定こども園において、地域の子育て支援センターの機能を活用し、子育て支援や、保護者同士あるいは世代を超えた交流の場づくり・機会づくりを推進します。</li> </ul>	<p>府民文化部 福祉部 教育委員会 警察本部</p> <p>福祉部</p> <p>府民文化部 福祉部 教育委員会</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども家庭センターが市町村と連携し、孤立しがちな家庭、専門的な支援を要する家庭等の見守り・支援を行います。</li> </ul>	福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校、児童館、青少年会館等の既存資源の活用などにより、放課後等の安全で安心な子どもの居場所づくりを推進します。</li> </ul>	福祉部 教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの遊びや運動の場となる公園等の整備、自然に親しむイベント等の実施などに取り組みます。</li> </ul>	都市整備部
<ul style="list-style-type: none"> <li>「まいど子どもカード」事業の普及・拡大などを通じて、子育てを社会全体で応援する機運を醸成します。</li> </ul>	福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てに必要な情報提供や相談などの利用者支援のサービスが受けられる場所を増やします。</li> </ul>	福祉部

## 基本方針 1 (1) ③ 退職後の再就職・起業等の支援

出産、子育てなどの理由により、一旦、仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、相談体制の整備・充実を図るとともに、再就職に向けた学び直しのための講座情報の提供など、再就職を支援するための情報提供に努めます。また、起業等を希望する人に対して、起業等に関する情報の提供や相談などの支援に努めます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><u>ア 結婚・出産・子育てのための退職後の再就職の支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産、育児のために、一旦、仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、職業訓練、情報提供や相談、自己啓発・能力開発のための講習、研修等を実施します。</li> <li>・ 大阪府立男女共同参画・青少年センター（以下、「ドーンセンター」という。）に設置の女性就労支援コーナーを活用し、結婚や出産などで仕事を中断した後に再就職を希望している女性の方を対象に、就職や再就職活動を円滑にスタートさせることを応援します。</li> </ul>	<p>商工労働部</p> <p>府民文化部</p>
<p><u>イ 女性起業家等への支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近な創業支援として、市町村単位でのネットワーク構築を促進するとともに、創業に役立つ各種情報の提供、女性創業支援団体等と共同企画セミナー等の実施を通じて、キャリアの選択肢としての「起業」や生活に密着した分野での「起業」など、新たに事業を始める女性への創業を支援します。また、ビジネスプランコンテストによる有望起業家の発掘やネットワーク形成のための起業家との交流の場を設け、着実な成長を支援します。</li> </ul>	<p>商工労働部</p> <p>府民文化部</p>

## 基本方針 1 (1) ④ 働く男女の健康管理対策の推進

昨今の社会構造がもたらすストレス等の問題に関しては、職場での対人関係に加え、介護などの家庭事情、過重労働なども影響していると考えられます。このため、男女を問わず心身の健康対策を積極的に行うとともに、働き方の見直しや介護休暇等の休暇制度の充実、相談体制の整備などの取組を進めます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"><li>職場における健康管理を進めるため、労働安全衛生法の周知や職場のメンタルヘルスに関する啓発を行います。また、中小企業等において職場のメンタルヘルス対策を推進する人材の養成を図るため研修を行います。</li></ul>	商工労働部
<ul style="list-style-type: none"><li>妊娠・出産にかかわる機能の保護について、企業等の事業主に啓発を行うとともに、健康管理に関する情報提供を充実します。</li></ul>	商工労働部
<ul style="list-style-type: none"><li>自殺予防等心身の健康維持の支援を進めるとともに、自殺者全体の約4割が40歳代から60歳代の男性である現状に鑑み、中高年の男性及びその周辺の人を中心に自殺予防に関する啓発活動を推進します。</li></ul>	健康医療部
<ul style="list-style-type: none"><li>社会経済情勢の変化に伴い、対人関係、過重労働、子育てや介護問題などを抱える労働者が増加しているため、女性相談に加え、新たに男性のための電話相談窓口を設置し、健康の確保と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進します。</li></ul>	府民文化部

## (2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

### 基本的な考え方

大阪を元気なまちにしていくためには、政策立案、企業経営、地域活動に新たな発想・価値観を取り入れていく仕組みが求められています。そのためには政策・方針決定過程に多くの女性が参画し、社会や企業などの組織風土を変革していくことが重要です。

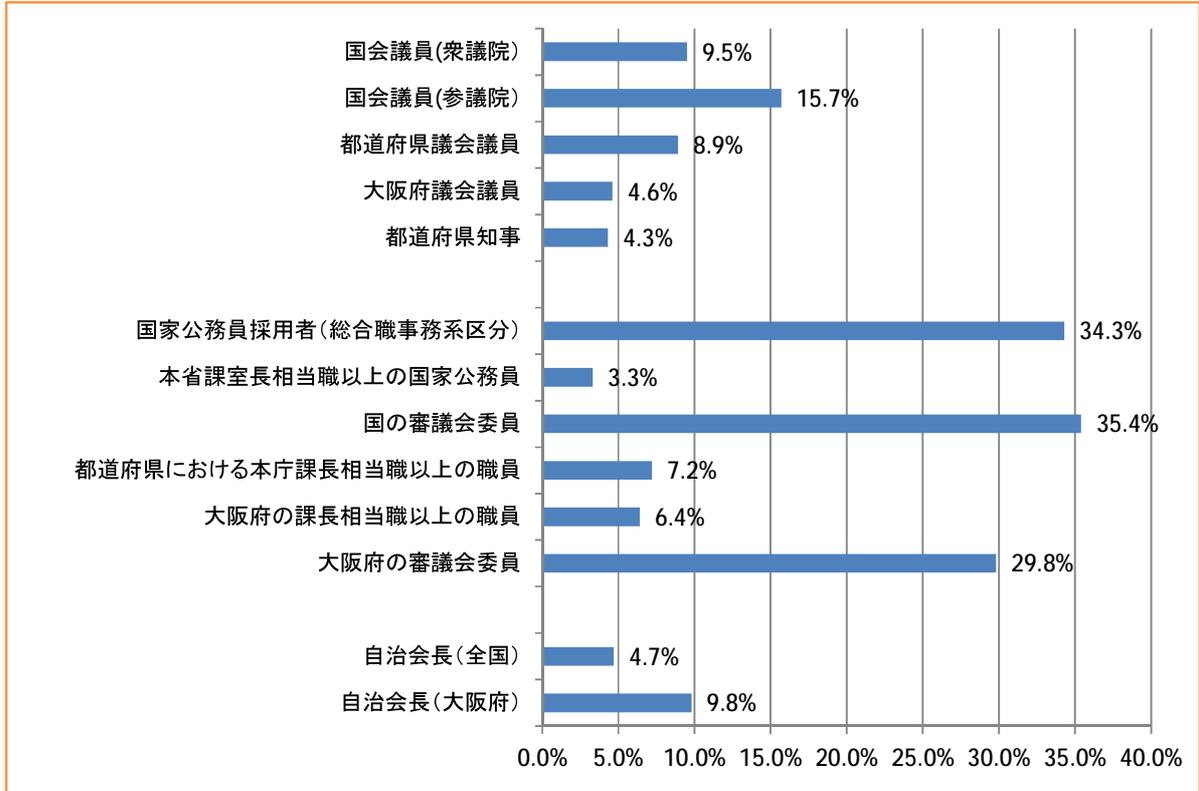
### 数値目標(アウトカム)

数値目標	現状値	目標値(H32年度)	参考・比較指標
社会で女性の活躍が以前より進んだと思う府民の割合(再掲)	70.8% (H26年度)	90%	—
審議会等における女性委員の登用率	29.8% (H27年度)	40%以上 60%未満	「第4次男女共同参画基本計画」 40%以上 60%以下(H32年) 国の現状値: 36.7%(H27年)
大阪府(知事部局等)職員の課長級以上に占める女性職員の割合	6.4% (H27年度)	10%以上	「第4次男女共同参画基本計画」 (都道府県課長相当職) 15%(H32年度末)
大阪府(知事部局等)職員の主査級以上に占める女性職員の割合	19.5% (H27年度)	25%以上	「第4次男女共同参画基本計画」 (都道府県係長相当職) 30%(H32年度末)
大阪府(公立学校)教職員の教頭以上に占める女性教員の割合	19.5% (H27年度)	25%以上	—
管理的職業従事者※に占める女性の割合	8.6% (H22年度)	11%	全国平均 7.1%(H22年度)
自治会長に占める女性の割合	13% (H27年度)	15%	全国平均 4.9%(H27年度)

※管理的職業従事者…事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。

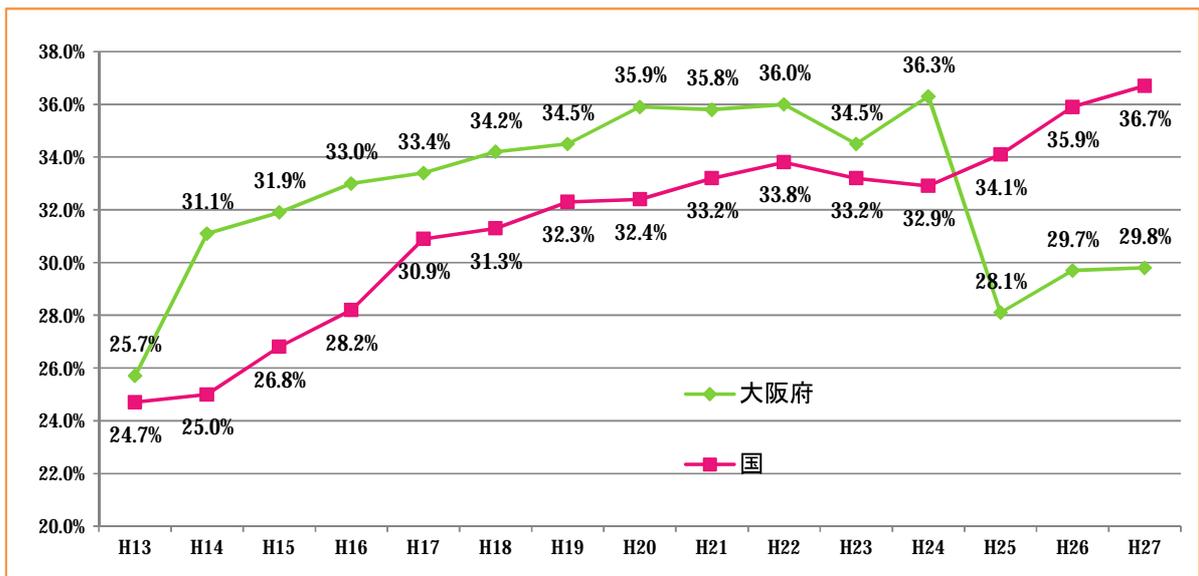
## 参考

### 1. 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



資料出所: 内閣府「平成 27 年版 男女共同参画白書」、大阪府男女参画・府民協働課調べ

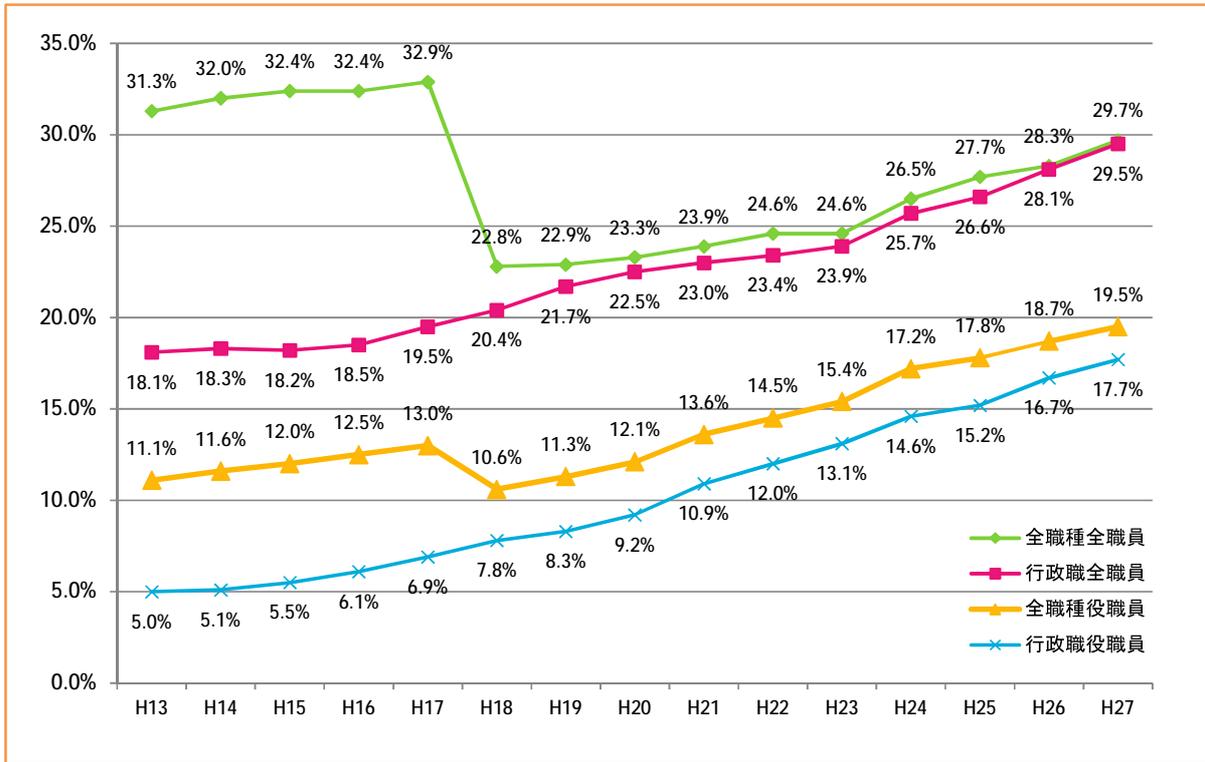
### 2. 審議会等における女性委員の登用状況の推移（大阪府 国） ※基本的な指標



資料出所: 大阪府男女参画・府民協働課調べ(各年 4 月 1 日現在)

(注) 大阪府附属機関条例の改正(H24.11)により、審議会数が大幅に増加し、これまで算定の対象外で女性委員登用を意識してこなかった会議が対象となったため。

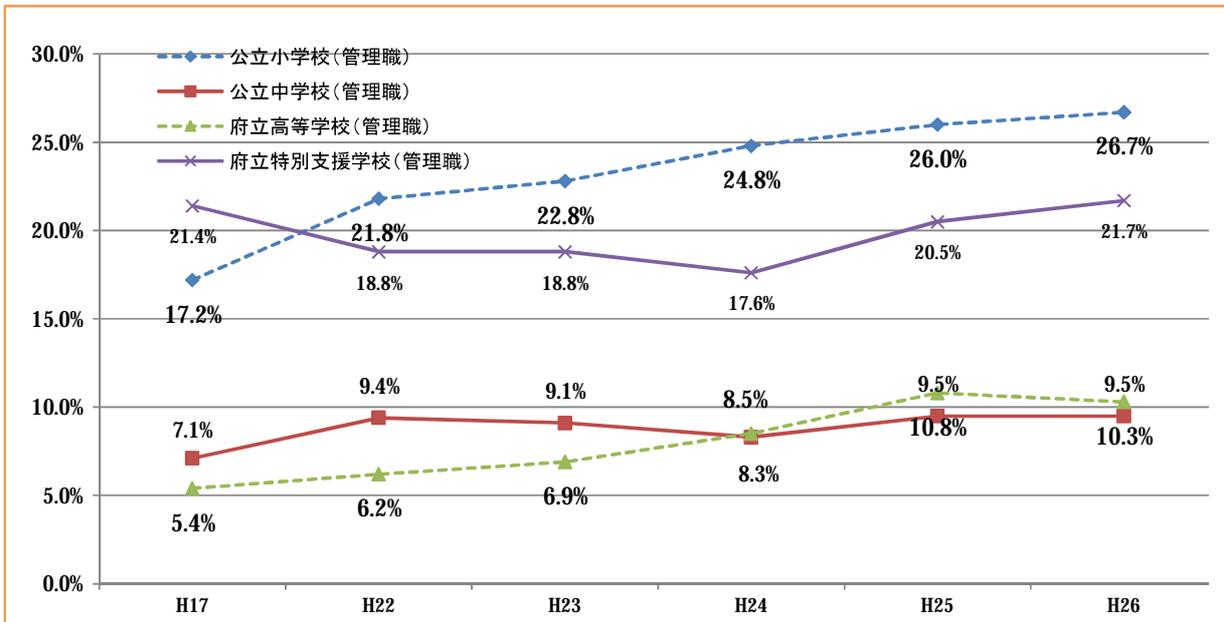
### 3. 大阪府における知事部局の女性職員・役職者比率の推移 ※基本的な指標



資料出所:大阪府人事局調べ(各年5月1日現在。H23からは4月17日現在)

(注) 役職者は、主査(係長)級以上の職。平成18年度の全職種で女性割合が大きく減少しているのは、独立行政法人化に伴い病院職員を除外したためである。なお、H26までは知事部局、H27は一般行政部門(学校・警察を除く、知事部局・議会事務局・行政委員会事務局)の比率。

### 4. 学校における管理職に占める女性の登用状況の推移(大阪府) ※基本的な指標

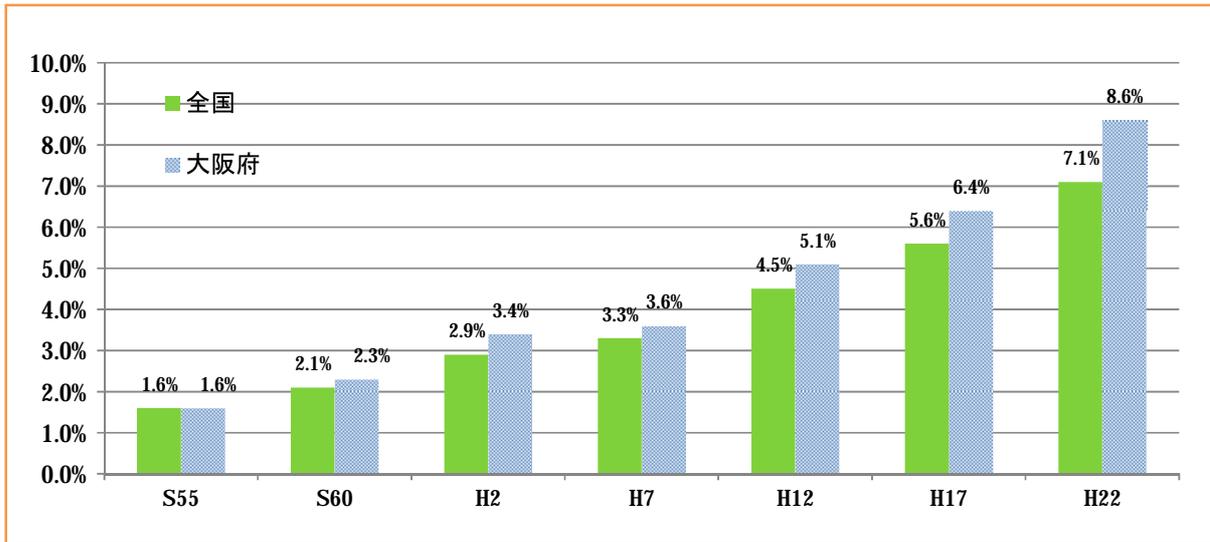


資料出所:大阪府統計課「大阪の学校統計」

(注) 小中学校は大阪市、堺市を除く。管理職とは、校長と教頭の計

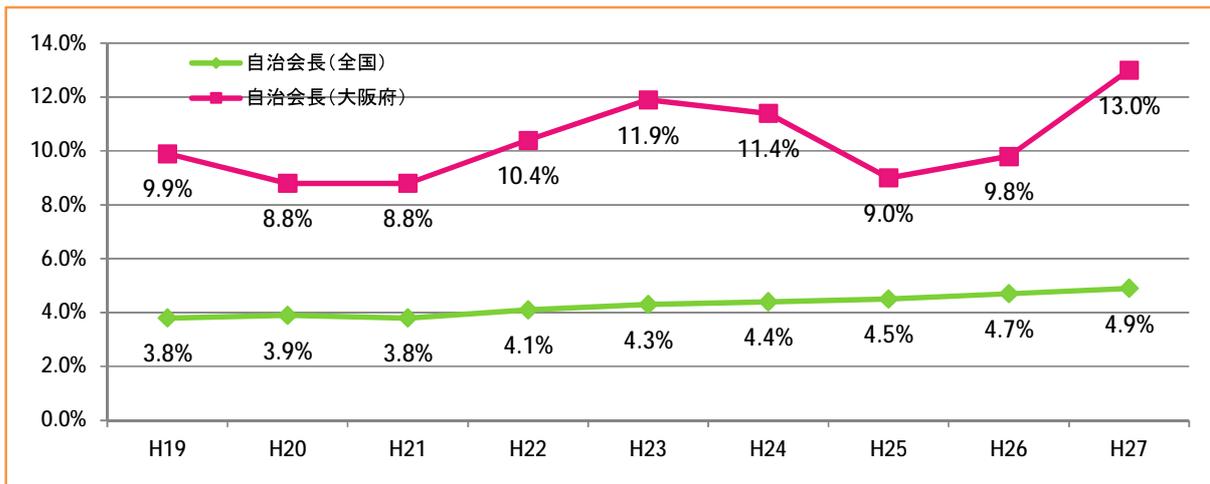
(参考) 公立小学校(大阪市長、堺市長を含む) 管理職 23.1% 公立中学校(大阪市長、堺市長を含む) 管理職 8.3%  
公立高等学校(市立を含む) 管理職 9.5% 公立特別支援学校(市立を含む) 管理職 23.7%

5. 女性の管理職比率の推移（大阪府 全国） ※基本的な指標



資料出所: 総務省「国勢調査」※男女雇用者(役員を除く)のうち、「管理的職業従事者」に女性が占める割合としている。

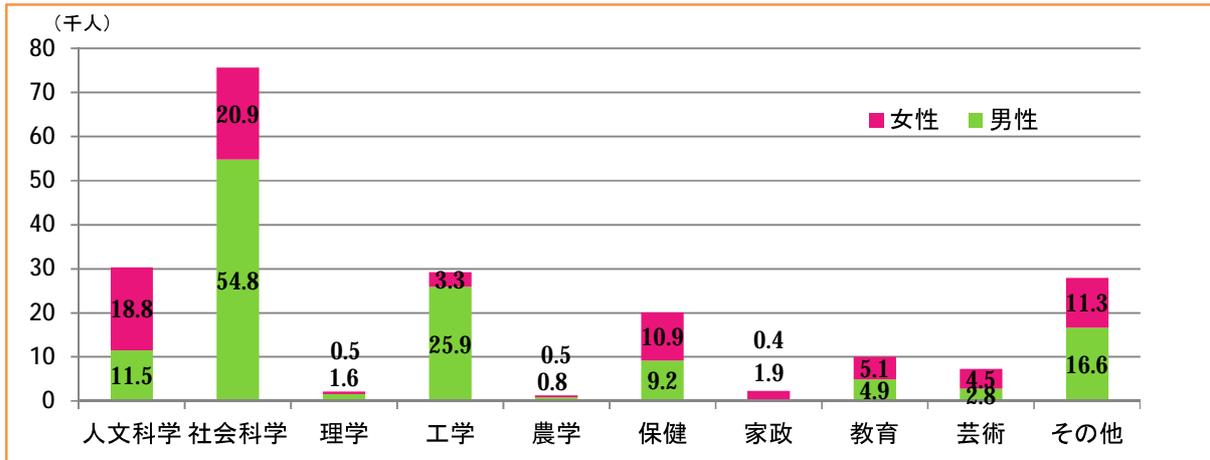
6. 団体等における女性の登用状況（自治会長に占める女性の割合） ※基本的な指標



資料出所: 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成 27 年 12 月)

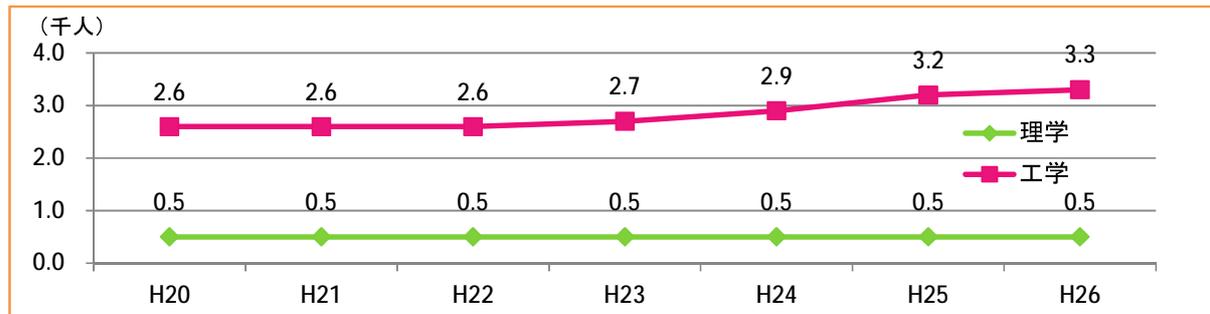
内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

7. 府内大学における学部学科別生徒数 ※基本的な指標



資料出所:大阪府統計課「大阪の学校統計」(平成 26 年度)

参考: 府内大学の理工系学部 (※理学、工学分野) の女子学生数の推移



資料出所:大阪府統計課「大阪の学校統計」(平成 20~26 年度)

## 基本方針 1 (2) ① 政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策・方針決定過程への女性の参画促進については、女性の活躍を推進し、社会経済を活性化させる観点だけでなく、男女共同参画の現状を示す重要な指標でもあることから、さらなる取組に努めます。

審議会等委員への女性登用を進めるためには、女性の人材情報を広く収集し、活用を図っていく必要があります。そこで、企業や大学等の協力も得ながら、技術系や医療系分野などの女性人材の発掘に努めるとともに、ニーズに沿った人材紹介や経済団体等と連携した女性登用の成功事例の共有などコーディネートに努めます。また、自治会、PTAなど地域における多様な方針決定過程への女性の参画を進めます。

また、大阪府においては、女性職員の個性と能力を更に引き出すことができるよう、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（平成28年3月）を策定し、管理職等への女性登用の取組を進めます。

そして、女性の積極的活用により業績が伸びた企業事例を紹介するなど、女性の活用が今後の企業成長にも繋がることを幅広い機会を捉えて、経営者をはじめ指導者層に対して啓発します。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><b>ア 審議会等委員等への女性の参画促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32（2020）年度までに、審議会等委員における女性委員の登用割合を4割以上6割未満（男女いずれか一方の委員が4割未満とならない状態）にするために登用の促進を図るとともに、登用の取組状況について定期的に公表します。また、大阪府の行政委員会委員への女性登用に努めます。</li> <li>審議会等委員への女性の登用を進めるため、クォータ制をはじめ、先進的な取組を調査研究し、登用を促進するための有効な手法について検討を行います。さらに、各分野で活躍する女性人材の情報についてデータベースの充実等を図ります。</li> <li>府内市町村における審議会委員等への女性登用促進のための資料整備の一環として、市町村における政策決定への女性参画状況調査を行うとともに、女性登用が促進されるよう、市町村に対し助言、支援を行います。</li> </ul>	<p>総務部 府民文化部 等</p> <p>府民文化部</p> <p>府民文化部</p>
<p><b>イ 大阪府職員・教員等における女性の登用の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府（知事部局等）における女性職員の登用については、女性職員を対象とした研修の実施などによる意欲向上や育児休業からの復帰支援、多様な職務従事機会の付与及びキャリア形成に取り組みます。</li> <li>女性教員の登用促進を図るため、人材の計画的育成に努め、女性教員の管理職への登用について目標を定め、計画的に進めます。</li> </ul>	<p>総務部 等</p> <p>教育委員会</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府警察において、各職階への女性の登用を含め、女性警察職員の総合的な人材活用をめざした幅広い人事施策を進めます。</li> <li>大阪府の女性職員・教員の採用、管理職等への登用状況を定期的に公表します。</li> </ul>	<p>警察本部</p> <p>総務部 教育委員会 警察本部</p>
<p><u>ウ 企業等における女性の登用の促進</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業等において、女性の管理職登用や職域拡大が促進されるよう、大学や経済団体等と連携して企業等における女性の登用状況等を把握し、今後の企業等における女性の活躍促進に向けた方向性を検討するとともに、男女共同参画を進めることが今後の企業等の成長、さらには社会経済の活性化に繋がるということを経営者層に周知します。</li> </ul>	<p>府民文化部 商工労働部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性が出産・育児等によりキャリアを中断することなく働き続けられるよう、人材育成や能力開発等への取組促進に向けた啓発や情報提供を行います。</li> </ul>	<p>府民文化部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画に意欲的に取り組む企業等を顕彰し、企業等における取組事例を集積・発信することにより、企業等における女性の登用促進に向けた取組の拡大を図ります。</li> </ul>	<p>府民文化部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>全国でも低い女性の就業率を上げるため、オール大阪で「女性の働く機運」を盛り上げます。OSAKA 女性活躍推進会議を中心に経済団体、大学等との協働により、女性が輝く大阪に向けて経営者、学生等の意識啓発、情報発信等の啓発活動を充実・強化します。</li> </ul>	<p>府民文化部 商工労働部</p>
<p><u>エ 医療分野における女性の参画の拡大</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療現場に多様な視点を導入し、仕事と生活の調和を図りやすい勤務環境を実現するため、医療機関や医療関係団体等に対し、意思決定過程の場への女性医療関係者の積極的な登用を働きかけます。</li> </ul>	<p>府民文化部 健康医療部</p>
<p><u>オ 地域で活動する組織等への女性の参画の促進</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会、PTA、NPO など地域で活動する各種団体において、方針決定の場へ女性の参画が進むよう啓発を行います。</li> </ul>	<p>府民文化部 教育委員会</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女がともに住みよいまちづくりを進めるため、まちづくりにかかわる方針決定の場への女性の参画を促進します。</li> </ul>	<p>住宅まちづくり部</p>

- 農業における方針決定の場への女性の参画拡大を図ります。

環境農林水産部

## 基本方針 1 (2) ② 理工系分野等の女性人材の育成

科学技術・学術分野における多様な視点や発想を確保し、研究活動等の活性化等によって新たな知見の創出、国際競争力の向上等を図ることで、社会を活性化させていくためには、理工系分野の女性人材を育成していく必要があります。

女性研究者や技術者、理工系など女性が少ない分野については、従前の取組に加え、長期的な視点から、例えば、学校教育の中で企業へのインターンシップを行い、生徒たちの職業観を醸成していくことや、「女性ロールモデル」の実践的な体験談を通じて、子どもたちが将来を思い描く機会を提供することなど、キャリア教育のさらなる推進を図ります。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"><li>子どもの理工系分野への関心・理解を高めるため、府内大学等と連携するなど理工系分野での先輩女性の活躍を紹介するロールモデルの情報提供を行います。</li></ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"><li>子どもの将来の進路への関心理解を深めるため、様々な職業や進路の情報を提供し、小学校段階から高等学校段階まで一貫した系統的・継続的な取組によってキャリア教育・職業教育等の取組を進めます。</li></ul>	府民文化部 教育委員会

### (3) 女性の活躍推進

#### 基本的な考え方

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、職業生活を営む女性の個性と活力が十分に発揮されることが重要です。そのため、女性活躍推進法に基づく取組とともに、引き続き、男女雇用機会均等に向けた取組を進めます。

#### 数値目標(アウトカム)

数値目標	現状値	目標値(H32年度)	参考・比較指標
府内市町村における「市町村推進計画」の策定数	8市町村 (H27年度末)	全市町村	「第4次男女共同参画基本計画」 市区：100%、町村：70%
男女ともに働き続けやすいまちだと思 う府民の割合	46.9% (H26年度)	60%	—
女性の就業率(再掲)	年平均 44.8% (H26年)	全国平均を上回る (H31年度)	全国平均 47.62% (H26年)
大阪府(知事部局等)男性職員の 育児参加休暇取得率 ※1	62.2% (H26年度)	70%以上	—
大阪府(知事部局等)職員の一人当たり 年次休暇の平均取得日数 ※1	11日5時間 (H26年)	14日以上 (H32年)	—
大阪府(知事部局等)職員の課長級以上 に占める女性職員の割合(再掲) ※1	6.4% (H27年度)	10%以上	「第4次男女共同参画基本計画」 (都道府県課長相当職) 15% (H32年度末)
大阪府(知事部局等)職員の主査級以上 に占める女性職員の割合(再掲) ※1	19.5% (H27年度)	25%以上	「第4次男女共同参画基本計画」 (都道府県係長相当職) 30% (H32年度末)
大阪府(府立学校)男性教職員の 育児参加休暇取得率 ※2	49.6% (H26年度)	70%以上	—
大阪府(府立学校)教職員一人当たり 年次休暇の取得日数 ※2	14日6時間 (H26年度)	14日以上を維持し 更なる上積み	—
大阪府(公立学校)女性教員の教頭以上 に占める女性教員の割合(再掲) ※2	19.5% (H27年度)	25%以上	—
大阪府(警察本部)警察官の定員に占める女性 警察官の割合 ※3	8.7% (H26年度)	10% (H30年度。以後、 10%以上を維持)	「第4次男女共同参画基本計画」 (地方警察官に占める女性の 割合) 10%程度 (H35年)
大阪府(警察本部)警察職員一人当たり 年次休暇の取得日数 ※3	6.9日 (H26年)	10日以上 (H32年末)	—
管理的職業従事者に占める女性の割合(再掲)	8.6% (H22年度)	11%	全国平均 7.1% (H22年度)

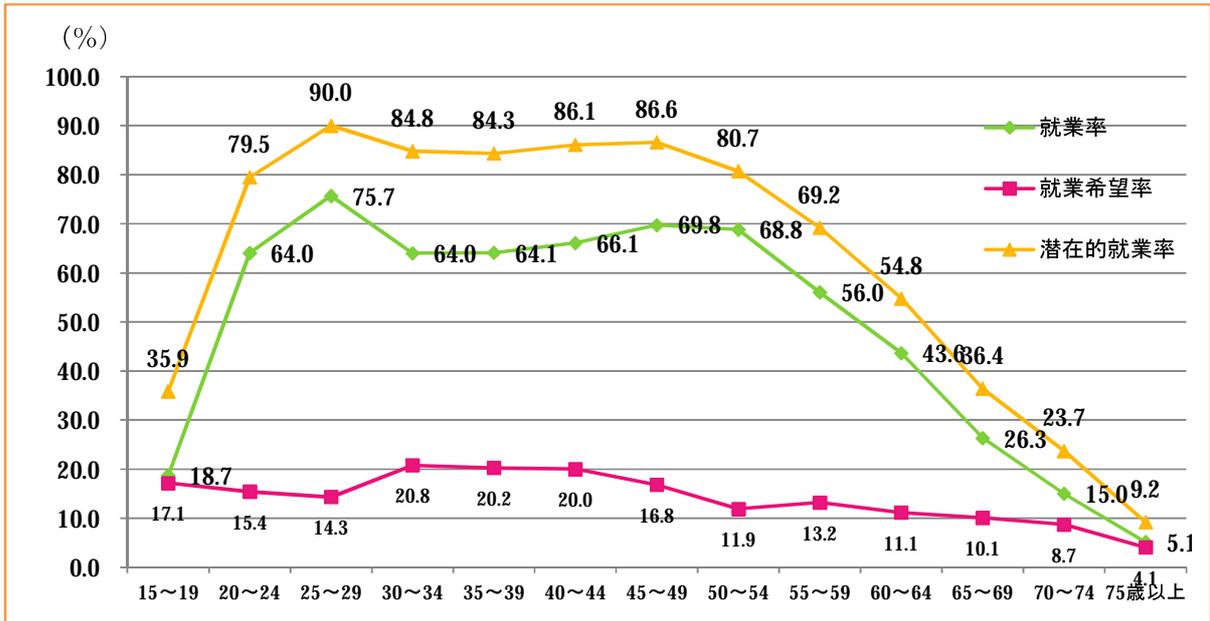
※1：「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」より

※2：「公立学校における特定事業主行動計画」より

※3：「大阪府警察女性活躍推進・次世代育成支援対策行動計画」より

**参考**

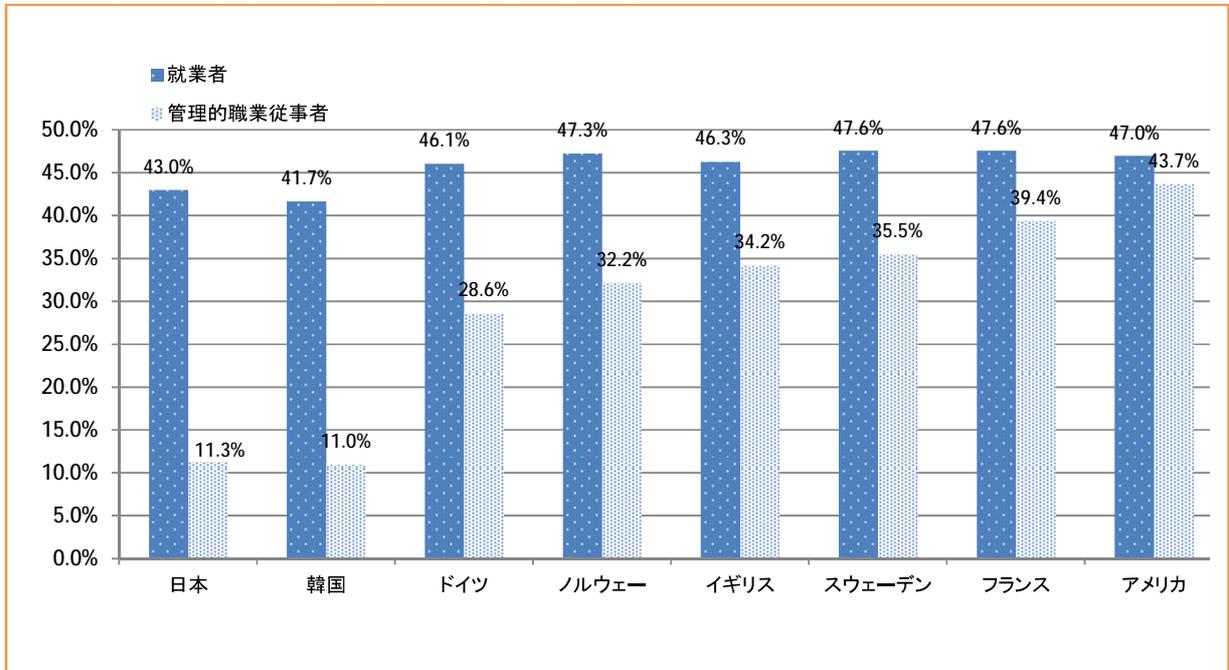
1. 年齢階級別女性の潜在的就業率（大阪府） ※基本的な指標



資料出所:総務省「平成 24 年 就業構造基本調査」

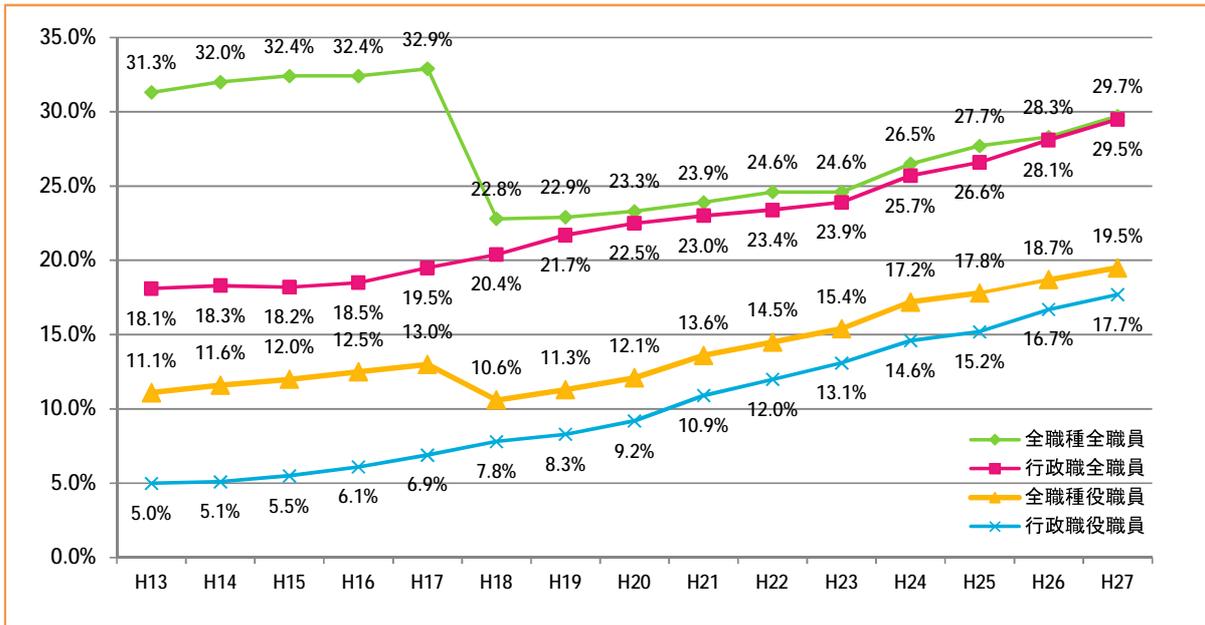
(注)潜在的就業率=(就業者数(年齢階級別)+就業希望者数(年齢階級別))/15歳以上人口(年齢階級別)

2. 就業者数及び管理職に占める女性の割合（国際比較）



資料出所:内閣府「平成 27 年版 男女共同参画白書」

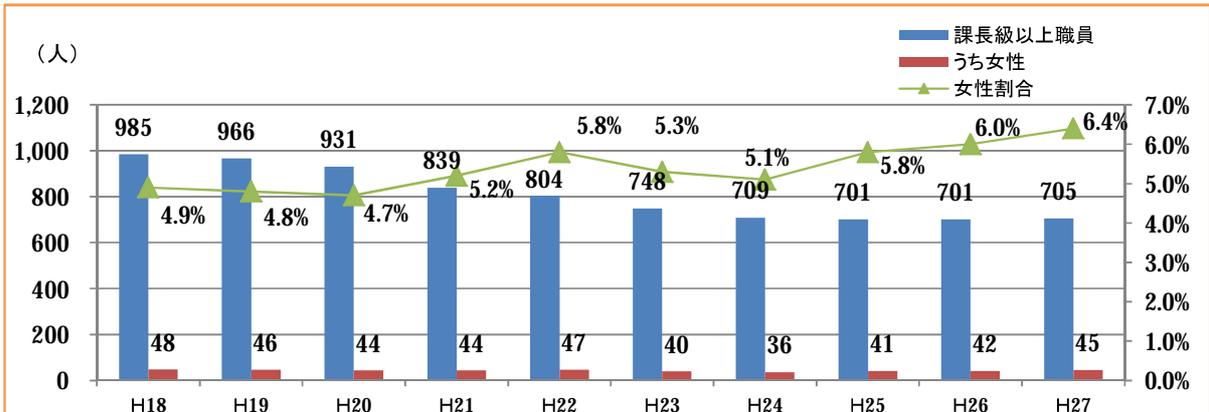
### 3. 大阪府における知事部局の女性職員・役職者比率の推移 ※基本的な指標



資料出所:大阪府人事局調べ(各年5月1日現在、H23からは4月17日現在)

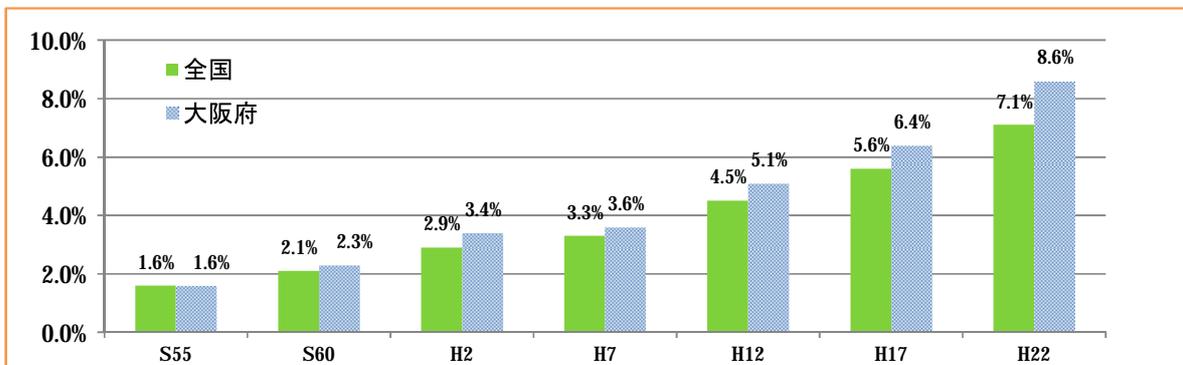
(注)役職者は、主査(係長)級以上の職。平成18年度の全職種で女性割合が大きく減少しているのは、独立行政法人化に伴い病院職員を除外したためである。なお、H26までは知事部局、H27は一般行政部門(学校・警察を除く、知事部局・議会事務局・行政委員会事務局)の比率。

### 4. 大阪府庁における課長級以上の職員数及び女性割合



資料出所:「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」

### 5. 女性の管理職比率の推移(大阪府 全国) ※基本的な指標



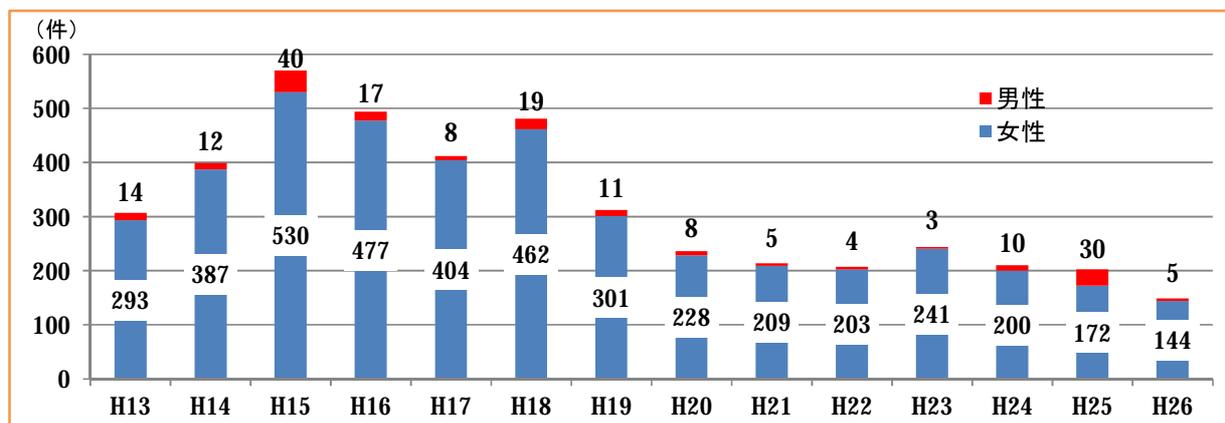
資料出所:総務省「国勢調査」※男女雇用者(役員を除く)のうち、「管理的職業従事者」に女性が占める割合としている。

## 6. 大阪府総合労働事務所における労働相談の性別相談内容

	女性 (3,606件)	件数	%	男性(3,375件)	件数	%
1	解雇・退職勧奨	536	10.6	解雇・退職勧奨	650	11.6
2	労働契約	495	9.8	労働契約	462	8.2
3	職場のいじめ	476	9.4	賃金未払	431	7.7
4	退職	465	9.2	労働条件	346	6.2
5	賃金未払	341	6.7	退職	326	5.8
6	労働条件	319	6.3	職場のいじめ	292	5.2
7	職場の人間関係	286	5.7	賃金—その他	267	4.8
8	雇用保険	263	5.2	雇用保険	235	4.2
9	有給休暇	223	4.4	職場の人間関係	184	3.3
10	賃金	202	4.0	団体交渉	182	3.2

資料出所:大阪府総合労働事務所「平成26年度労働相談報告・事例集(府民10,774件の労働相談)」(平成27年7月)

## 7. 職場におけるセクシュアルハラスメント相談状況



資料出所:大阪府総合労働事務所「労働相談報告・事例集」

(注)セクシュアルハラスメントに関する相談のうちセクシュアルハラスメントを受けたとする人からの相談件数である。

## 基本方針 1 (3) ① 女性活躍推進法に基づく取組の実施

女性活躍推進法では、地方公共団体は当該区域内における女性の職業生活についての推進計画を定めるよう努めるものとされています（法第 6 条 1 項）。大阪府では女性活躍推進法に基づき、「大阪府域における女性の活躍の推進に関する推進計画」を本プランと一体のものとして策定します。また、大阪府自身も事業主として、特定事業主行動計画を策定します。

企業においては、労働者が 301 人以上の一般事業主は事業主行動計画の策定が義務化され、労働者が 300 人以下の一般事業主は事業主行動計画の策定が努力義務とされています。大阪府では、労働者が 301 人以上の一般事業主に対しては国の動きと歩調をあわせつつ、労働者が 300 人以下の一般事業主に対しては国機関と連携し、事業主行動計画の策定を呼びかけることなどに取り組めます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p>ア 「推進計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍推進法第 6 条に基づき、「大阪府域における女性の活躍の推進に関する推進計画」を本プランと一体のものとして策定し、当該計画に基づき、取組を進めます。</li> <li>府内市町村に対し、女性活躍推進法第 6 条に基づき、「市町村における女性の職業生活における活躍の推進に関する市町村計画」の策定を支援するとともに、必要な助言を行います。</li> </ul>	<p>府民文化部</p> <p>府民文化部</p>
<p>イ 「特定事業主行動計画」の策定と推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍推進法第 15 条に基づき、「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、採用、継続就業及び仕事と家庭の両立、働き方改革、女性登用に関する取組を進めます。</li> <li>女性活躍推進法第 15 条に基づき、「公立学校における特定事業主行動計画」を策定し、採用、継続就業及び仕事とプライベートの両立支援、働き方改革、女性登用に関する取組を進めます。</li> <li>女性活躍推進法第 15 条に基づき、「大阪府警察女性活躍推進・次世代育成支援対策行動計画」を策定し、女性職員の活躍及び次世代育成支援対策の推進に向けた取組として、女性警察官の採用・登用拡大に向けた取組、勤務環境の整備に関する取組、その他の次世代育成支援対策に関する取組、ハラスメント防止対策について、取組を進めます。</li> </ul>	<p>総務部 等</p> <p>教育委員会</p> <p>警察本部</p>

<p>ウ 「一般事業主行動計画」の策定・実施の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍推進法第 8 条に基づく、一般事業主行動計画の策定について、国機関と連携しながら、労働者数 300 人以下の企業に対して、一般事業主行動計画の策定を呼びかけます。</li> </ul>	<p>府民文化部 商工労働部</p>
<p>エ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共調達における公正性、経済性及び品質の確保に配慮しつつ、国で検討されている総合評価落札方式等の取組状況を踏まえ、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注機会の増大に必要な施策を実施するよう努めます。 なお、当面は、国の先行事例も参考に、男女共同参画等に関連する調査・広報・研究開発、「女性が重要な対象者である広報」などの委託契約について、総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザル方式を活用する場合、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス等に関する評価項目の設定について検討します。</li> <li>OSAKA しごとフィールド働くママ応援コーナーに「女性の働き方支援コンシェルジュ」を配置するとともに、女性や就業に関する府内の関係機関をネットワーク化し、分野横断的な相談への対応や、就業、福祉、創業・起業等の多様な情報を届けるワンストップ相談機能を構築します。</li> <li>女性活躍推進法の趣旨、理念について、経営者セミナーやホームページ等、様々な機会を通じて啓発に努めます。</li> </ul>	<p>総務部 府民文化部 各発注部局</p> <p>府民文化部 商工労働部</p> <p>府民文化部 商工労働部</p>

## 基本方針 1 (3) ② 男女雇用機会均等の更なる推進

男女が均等な雇用機会を得て、均等な待遇を受け、個人としての能力が発揮できるよう、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者に対して、男女雇用機会均等法により一層の周知を図るとともに、キャリア教育等の場においても啓発に努めます。また、同一価値労働同一賃金は男女雇用均等を推進していく上で忘れてはならない視点です。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><u>ア 普及啓発等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女が均等な雇用機会を得て、均等な待遇を受け、個人としての能力が発揮できるよう、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者に対して、男女雇用機会均等法により一層の周知を図るとともに、教育の場においても啓発を行います。</li> <li>女性が働きながら安心して出産できる環境を整備するため、男女雇用機会均等法等に基づく妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置について、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者へ啓発を行います。また、妊娠・出産により女性労働者が不利益を受けないよう、事業主、労働者等へ啓発を行います。</li> <li>府内における労働時間・休日休暇制度等の労働条件を調査することにより、労働者の就業環境の実態把握に努めます。</li> </ul>	<p>府民文化部 商工労働部 教育委員会</p> <p>商工労働部</p> <p>商工労働部</p>
<p><u>イ セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメントの防止</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底など近年の法令改正を踏まえた企業におけるセクシュアルハラスメント防止の取組が進むよう、男女雇用機会均等法及びセクシュアルハラスメント防止のための指針を、事業主、労働者等へ周知するとともに、セクシュアルハラスメントなど課題解決型の研修を実施します。 また、マタニティハラスメントに対する認識と理解を深めるため、企業等に対して啓発を強化します。</li> <li>府民が抱える労働条件やセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントに係る疑問、悩みに対し、電話と面談により情報提供やアドバイス等を行うとともに、個別労使紛争に対し、調整・あっせんにより解決を支援します。</li> <li>大阪府において、セクシュアルハラスメント防止対応指針の徹底、研修の実施、相談窓口の設置などにより、セクシュアルハラスメントのない快適な職場環境づくりに向けての取組を行います。</li> </ul>	<p>府民文化部 商工労働部</p> <p>商工労働部</p> <p>総務部 教育委員会</p>

<ul style="list-style-type: none"><li>職員がその持てる能力を十分に発揮することができるような、良好な勤務環境を構築するため、ハラスメントに関する教養の実施、相談窓口の設置など、あらゆるハラスメントの防止及び排除に向けた取組を行います。</li></ul>	警察本部
--	------

## 2. 健やかに安心して暮らせる社会づくり

### (1) 生涯を通じた男女の健康支援

#### 基本的な考え方

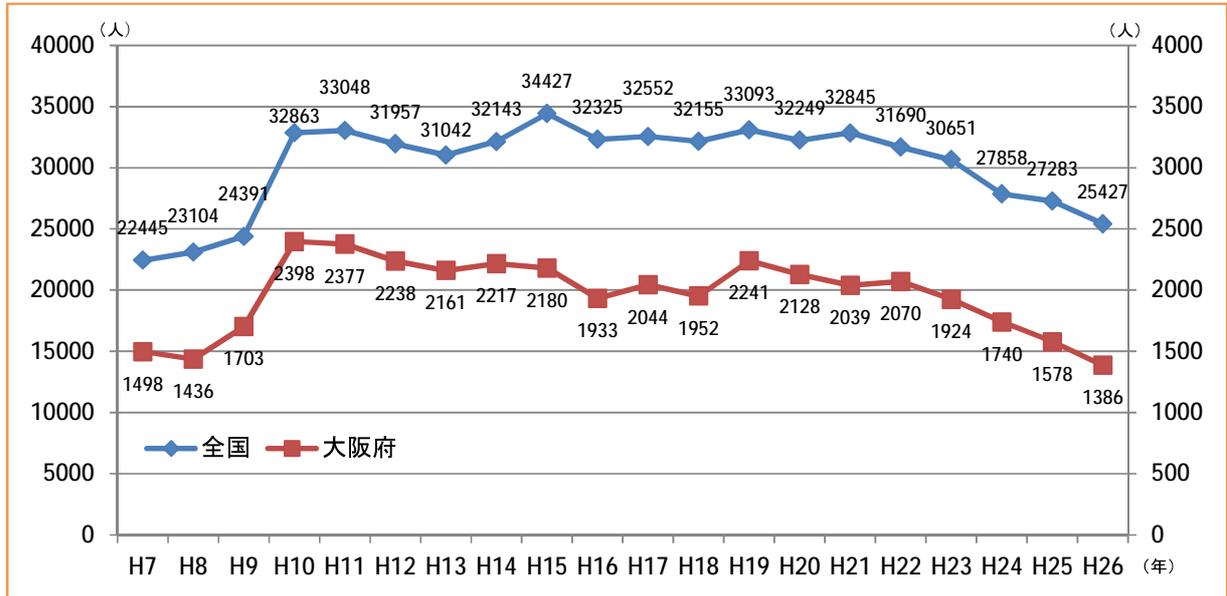
男女がお互いの身体的特性を十分に理解し、人権を尊重しながら思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものです。男女とも心身及び健康について知識・情報を得て主体的に行動し、健康を享受できるよう取組を進め、生涯にわたる健康支援を進めます。特に、女性は妊娠・出産をする可能性もあることから、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意し、施策を展開する必要があります。

#### 数値目標(アウトカム)

数値目標	現状値	目標値(H32年度)	参考・比較指標
健康寿命(日常生活に制限のない期間)の平均	男性 70.46 年 女性 72.49 年 (H25 年)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 (H29 年度)	男性：71.19 年 女性：74.21 年 (H25 年全国平均)
自殺死亡者数	1,735 人 (H26 年度)	1,500 人以下 (H28 年度)	—
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	93.4% (H26 年度)	100%	91.4% (H25 年全国平均)
乳がん検診受診率	23.9% (H25 年度)	40% (H29 年度)	25.3% (H25 年度全国)
子宮がん検診受診率	27.7% (H25 年度)	35% (H29 年度)	31.1% (H25 年度全国)

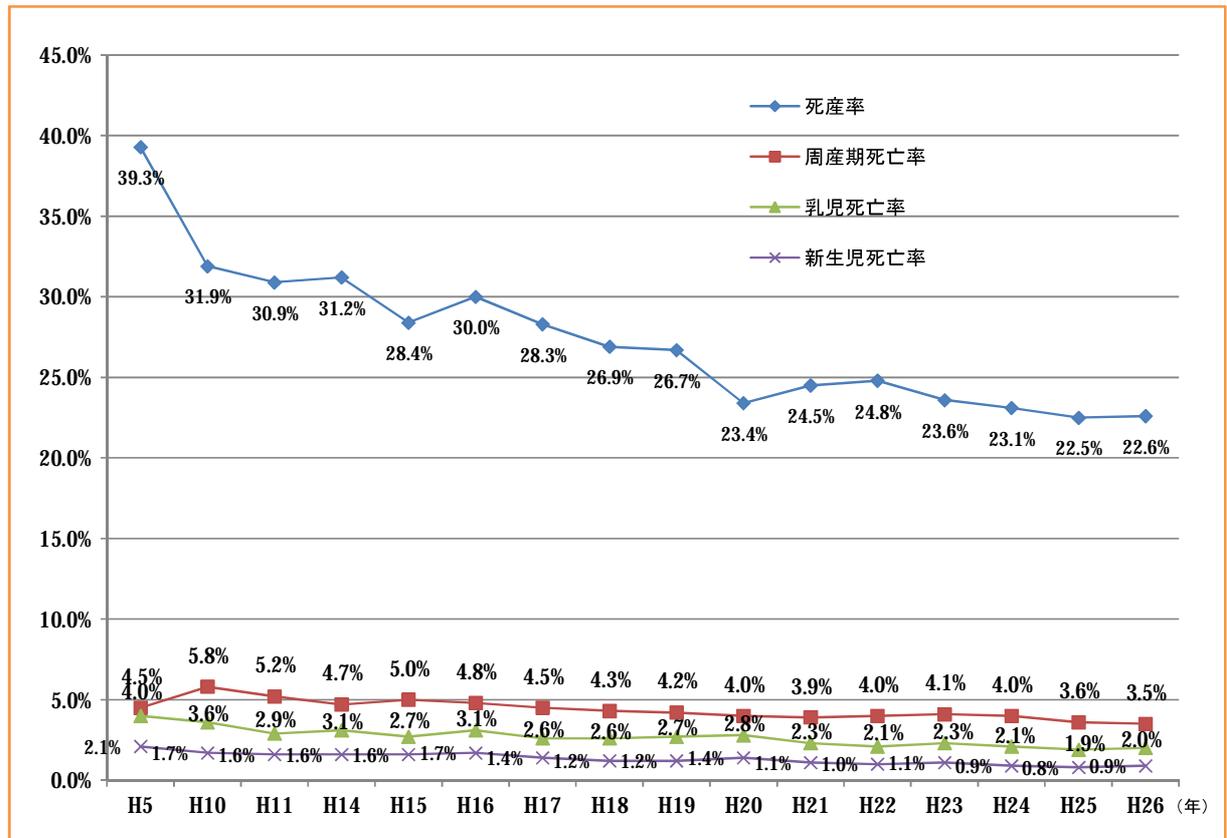
## 参考

### 1. 自殺死亡者数



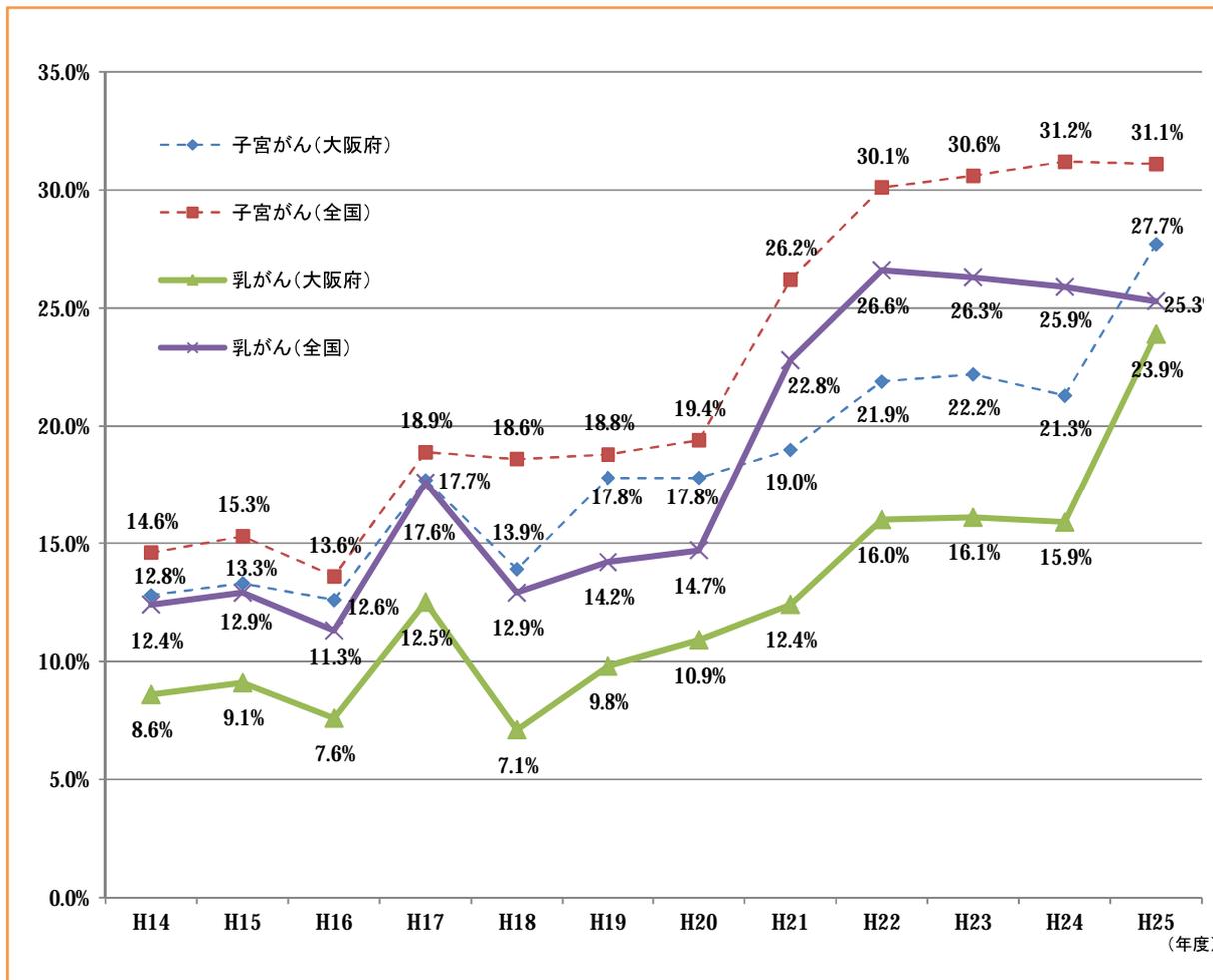
資料出所: 警察庁及び大阪府警本部統計

### 2. 周産期死亡率、死産率、新生児・乳幼児死亡率の推移



資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」(平成 26 年度)

### 3. 子宮がんや乳がんなど女性特有のがんの検診受診率（大阪府 全国）



資料出所：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」（平成 27 年 3 月）

※子宮がん、乳がん検診は平成 16 年より隔年受診となるも、すぐには制度が浸透しなかったため、受診の算定方法が変わった平成 17 年は、一時的に受診率が上がることとなった。

## 基本方針 2 (1) ① 女性の健康対策の推進

女性のからだの悩みに対する相談の実施や総合的な周産期医療体制の充実を図ることなど、妊娠から育児期における母子の健康と安全を確保するとともに、不妊等に悩む人に対し、治療等に関する情報提供や相談の実施に取り組みます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p>ア 妊娠・出産等に関する健康支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全で安心な妊娠・出産を確保するため、総合的な周産期医療体制の充実を図ります。</li> <li>かかりつけ医をもたない未受診妊産婦等の休日・夜間等の救急搬送に対応する体制を確保します。</li> <li>「妊婦健診未受診」や「望まない妊娠」を防止するため、女性のからだや性の悩みに対応する相談等を行い、妊娠から育児期における母子の健康と安全を確保します。</li> <li>不妊等に悩む人に対し、治療等に関する情報の提供や相談事業を実施するとともに、不妊治療に要する費用の一部を助成し、支援を行います。</li> <li>生涯を通じた健康の保持増進のため、健康相談、普及啓発、健康診査・指導等を推進します。</li> <li>女性の妊娠・出産にかかわる機能の重要性や、妊娠・出産等にかかわる男女双方の責任意識について啓発するとともに、男女が自らの健康状態に対して、主体的に考え、行動することにより、健康を享受していくことができるよう、情報提供・相談体制の整備、意識啓発を行います。</li> <li>女性の生涯を通じた健康支援の総合的な推進を図る観点から、保健所・市町村保健センターの保健師等に対する研修を充実します。</li> <li>食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されています。こうした中、男女を問わず、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むべく、食育に関する施策を推進します。</li> </ul>	<p>健康医療部</p> <p>健康医療部</p> <p>健康医療部</p> <p>健康医療部</p> <p>健康医療部</p> <p>健康医療部</p> <p>健康医療部</p> <p>健康医療部</p>

## 基本方針 2 (1) ②

### 思春期における性に関する適切な情報の提供と保健対策の推進

学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、女性の健康に関する事項についての総合的な教育・啓発を行うことや相談体制を整備することに取り組みます。

また、性行動の低年齢化は性感染症など次世代への影響を及ぼしかねない問題との理解を深めるため、性に関する正しい知識の普及に取り組みます。

## 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><u>ア 性に関する適切な情報の提供と「性に関する指導」の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>自らの身体と相手方の身体について正しい理解を深め、性に関する適切な態度や行動の選択ができるよう、発達段階に応じた「性に関する指導」を実施します。また、「性に関する指導」のための研修等を実施し、指導者を育成します。</li><li>女性が主体的に妊娠・出産等に関して適切に自己管理を行うことができるよう、正しい情報を提供します。</li></ul>	教育委員会  健康医療部
<p><u>イ 思春期における保健対策の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>自ら主体的に考え、健康を享受するという観点から、将来の健康に影響を与える食生活の改善やその実践を図るため、市町村と連携し望ましい食生活に関する知識の普及を行います。</li><li>性行動の低年齢化に対応するため、思春期早期から、HIV/エイズを含む性感染症について、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、相談・検査・医療体制を充実し、予防から治療までの総合的な対策を推進します。</li></ul>	健康医療部  健康医療部

## 基本方針 2 (1) ③ 子どもの保健・医療の推進

妊婦・乳幼児の疾患等に対する救急医療など医療提供体制の整備や小児科医の医療機関情報の提供などに取り組みます。また、住民に身近な市町村において、妊婦・乳幼児に対する定期健診、保健指導、相談指導などに取り組みます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"><li>妊婦・乳幼児の疾患等に対する救急医療をはじめとする医療提供体制の体系的整備を行うとともに、小児科医の医療機関情報などの情報を提供するほか、各種医療相談を充実します。</li></ul>	健康医療部
<ul style="list-style-type: none"><li>市町村における妊婦・乳幼児に対する定期健診、保健師等による保健指導・訪問指導や、疾病の予防・早期発見、障がいの受容についての支援、育児不安などへの相談指導のほか、児童虐待予防の取組の推進を図ります。</li></ul>	健康医療部

## 基本方針 2 (1) ④ 成人期・高齢期における健康づくりの推進

府民の死亡原因の1位であるがんの早期発見のため、引き続き、がん検診の受診促進を図る必要があります。特に、女性では、20歳から40歳代でがんにかかる人の割合が、男性と比べて高い傾向にあることから、子宮頸がん・乳がん検診の受診を促進し、早期発見・早期治療を実現していくよう取り組みます。また、自殺者数は減少傾向にあるものの、ストレスを抱えている人は増えていることから、定期的なストレスチェックの実施を促進するなど、うつ病等の心の健康面について、引き続き対策を進めます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>更年期うつなど更年期障害の症状の改善を図るため、医療相談や医療情報の提供に努めます。</li> </ul>	健康医療部
<ul style="list-style-type: none"> <li>疾患の罹患状況が男女で異なるため、子宮頸がん・乳がん検診や、骨粗しょう症など女性に多く見られる疾病を予防するため、検診の受診や疾病に関する正しい知識についての啓発を行います。</li> </ul>	健康医療部
<ul style="list-style-type: none"> <li>乳がんについては、早期発見のため、自己触診法の普及に努めるとともに、検診機関のマンモグラフィ設備に助成することや、検診従事者の養成を図るなど検診体制の整備を促進し、受診率と検診精度の向上に努めます。</li> </ul>	健康医療部
<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の健康の保持増進の観点から、長時間労働等の働き方の見直しや労働時間の短縮などについて、広報・啓発を行います。</li> </ul>	府民文化部 商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりを意識した運動を、生涯を通じて習慣づけることについての啓発を行います。</li> </ul>	府民文化部 健康医療部

## 基本方針 2 (1) ⑤ 喫煙・飲酒・薬物などによる健康被害の防止

喫煙が健康に及ぼす影響についての知識の普及を行うことなどにより、禁煙を望む人を増やしていくこと、受動喫煙の防止を推進すること、未成年者の喫煙防止や喫煙習慣化を防止する教育の推進に取り組みます。また、飲酒が健康に及ぼす影響や適正な飲酒についての知識の普及にも取り組みます。

そして、乱用薬物の供給を遮断するとともに、薬物乱用を未然に防止する教育・啓発を行うこと、薬物乱用の影響に関する正しい知識を広く普及し、薬物乱用を許さない社会環境の形成を進めます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>たばこは、がんや虚血性心疾患、脳血管疾患など疾患の主要な原因であることから、たばこの健康影響についての正しい知識の普及啓発、禁煙サポートの推進、受動喫煙防止の推進を3本柱に、実効性のあるたばこ対策を推進し、府民の健康を守ります。</li> </ul>	健康医療部
<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠中の胎児への影響をはじめ飲酒が健康に及ぼす影響や適正な飲酒について知識の普及を行います。また、未成年者の飲酒に関する問題に対処します。</li> </ul>	健康医療部
<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」第四次戦略」に基づき、薬物乱用防止対策を推進します。特に、次世代を担う青少年を薬物乱用から守る目的で、危険ドラッグをはじめ乱用薬物の危険性について正しい知識を普及するため、教育委員会等と連携して学校における薬物乱用防止教育を推進します。</li> </ul>	健康医療部
<ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用少年の早期発見・検挙活動を強化するとともに、少年に対する薬物乱用防止についての広報啓発活動を推進し、薬物乱用の未然防止を図ります。</li> </ul>	警察本部

## (2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 基本的な考え方

女性に対する暴力<sup>\*</sup>は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。特に近年、SNSなどのインターネット上の新たなコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等、女性に対する暴力は多様化する傾向にあり、迅速かつ的確に対応していく必要があります。

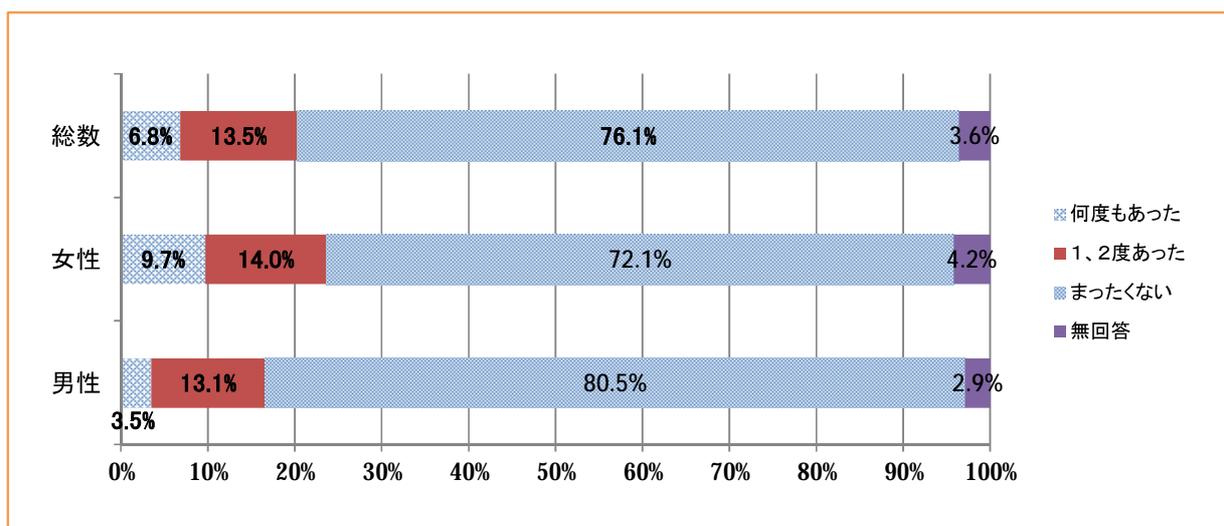
※「配偶者からの暴力」には、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力や性的暴力も含まれます。

### 数値目標(アウトカム指標)

数値目標	現状値	目標値(H32年度)	参考・比較指標
配偶者・パートナー間における「平手で打つ」を暴力として認識する府民の割合	69.3% (H26年度)	80%	59.6% (H27年3月) 内閣府調査
配偶者・パートナー間において「友達や身内とのメールや電話をチェックしたり、付き合いを制限したりする」を暴力として認識する府民の割合	—	70%	—
配偶者暴力相談支援センターの周知度	16.4% (H26年度)	内閣府調査値を上回る	32.4% (H27年3月) 内閣府調査

### 参考

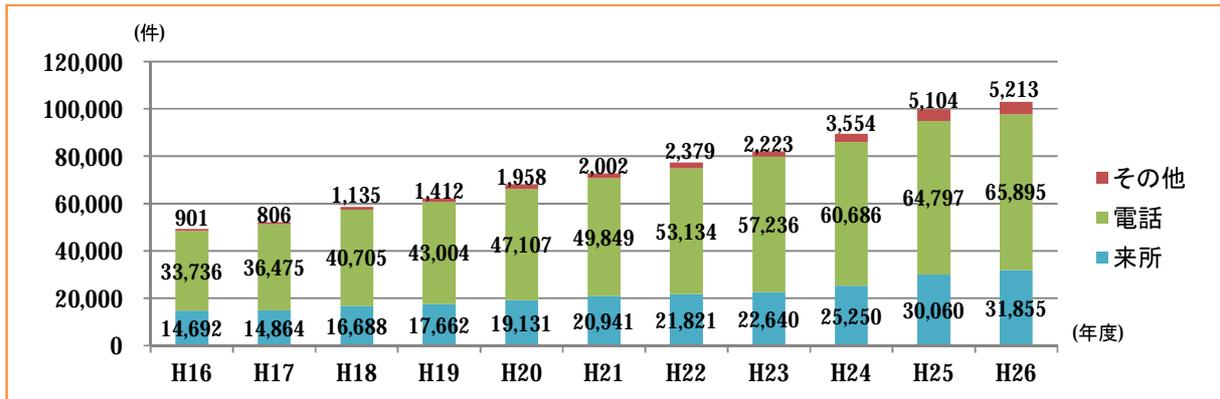
1. 「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを一つでも受けたことのある割合



資料出所: 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)

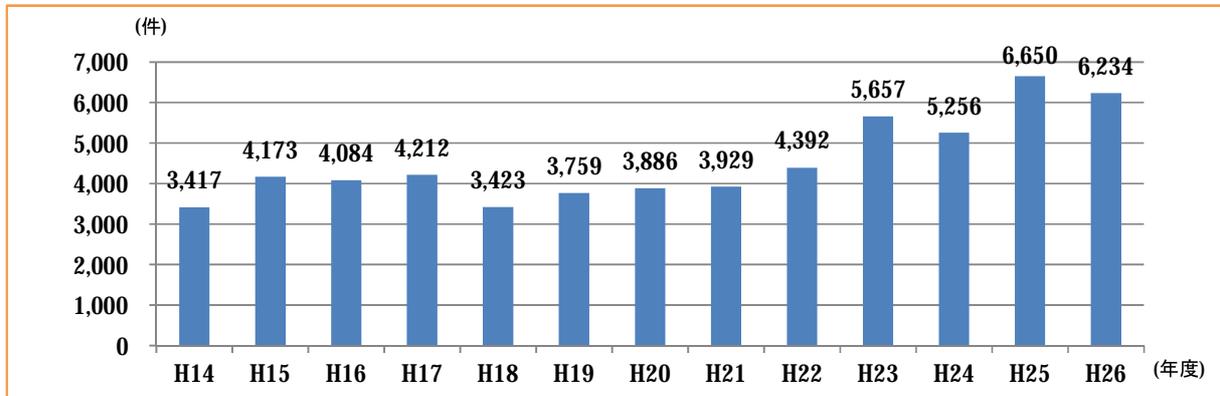
2. 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数(全国・大阪府内)

(全国)



資料出所: 内閣府「平成 27 年版男女共同参画白書」他

(大阪府)



資料出所: 内閣府配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査(平成 26 年度)

### 3. 大阪府警察相談窓口寄せられた相談等件数

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
配偶者等からの暴力に関する相談件数	924	1,115	1,314	1,439	1,625	1,987	2,300	4,026	4,140	4,567	5,844	8,002
ストーカー警告件数	145	172	89	53	55	111	92	109	78	129	188	202
ストーカー禁止命令	2	2	0	0	0	3	2	2	0	0	3	3
ストーカー相談件数	1,177	1,517	1,319	1,087	993	1,217	1,238	1,488	1,260	1,423	1,720	1,451
児童買春・児童ポルノ法違反被疑者検挙人員	110	93	77	99	130	88	106	124	138	139	152	150
同被害児童の数	59	108	83	107	113	63	55	70	139	82	123	107
売春防止法検挙件数	421	289	166	161	111	76	45	48	82	33	30	22

資料出所: 大阪府警察本部調べ

## 基本方針 2 (2) ①

### 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発等の推進

配偶者等からの暴力（以下、「DV」という。）については、相談件数の増加が続いており、今後とも市町村、関係機関及び他府県との連携や、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動を積極的に進めます。

また、女性に対する暴力を根絶するには子どもの頃からの教育が重要であり、将来の被害者・加害者をつくらないため、DVの予防に関する啓発を重点的に行うとともに、併せて、加害者への教育や相談についても検討します。

## 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"><li>「女性に対する暴力をなくす」運動期間に、シンボルとなるパープルリボンの啓発等によるDV防止啓発キャンペーンを行うなど、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた啓発活動等を推進します。</li></ul>	府民文化部 福祉部
<ul style="list-style-type: none"><li>暴力によらずに問題を解決する方法を身につけることができるよう、暴力を予防・防止するための啓発や教育に努めます。</li></ul>	府民文化部 教育委員会
<ul style="list-style-type: none"><li>性犯罪やDVの防止、被害者の救済等を担う行政、教育、司法、医療など関係者への啓発等を行います。</li></ul>	府民文化部 福祉部 健康医療部 教育委員会
<ul style="list-style-type: none"><li>女性に対する暴力について、関係する女性関連施設をはじめ、保健・福祉・医療・警察、NPO・地域住民など幅広い関係者による取組を推進するための連携体制を充実します。また、関係する機関が連携し、相談体制の充実やその周知等の取組を効果的に推進するとともに、関係機関の職員や教員等に対する研修を充実します。</li></ul>	府民文化部 福祉部 健康医療部 警察本部

## 基本方針 2 (2) ②

### 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた取組の推進

「配偶者暴力相談支援センター」などの相談機関は一定整備されつつありますが、公的な相談機関の認知度は依然として低く、DVの被害者の約半数が誰にも相談していない現状を踏まえ、こうした相談機関を広く周知し、活用してもらえよう、情報発信の手法等を検討する必要があります。

また、DV被害者が暴力から逃れ、安心して新たな生活を営めるよう、相談対応の質の向上を目指すことが必要です。

性暴力被害やデートDVについては、若い世代を対象とした、未然防止のための啓発に取り組む必要があります。併せて、「性暴力救援センター・大阪（SACHI CO）」の周知を図るとともに、カウンセリングなど被害者支援に向けた切れ目のない取組を推進します。

ストーカーについてはストーカー行為等の規制等に関する法律（以下、「ストーカー規制法」という。）等に基づく適正な対応のほか、引き続き、相談体制の充実に努めます。また、売買春や人身取引についても啓発活動の推進に努めます。

職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどは重大な人権侵害であるとともに、女性の就業継続の阻害要因でもあり、こうした女性への一層の支援が必要です。

## 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p>ア 配偶者等からの暴力（DV）への対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>平成 24 年 3 月に策定した「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2012－2016）」（平成 26 年 1 月改定）に基づき、相談、保護から被害者の自立支援等までの総合的な被害者支援を実施するため、各種施策の充実に努めます。また、関係機関職員の研修を充実し、その資質向上を図ります。</li><li>「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」等を運営し、市町村も含めた関係機関の連携強化を図ります。また、シェルターの運営等に取り組む NPO 等の民間団体と緊密な連携を図りながら、被害者支援を協働して推進します。</li><li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の適切な運用に努めるとともに、事案の危険性・切迫性を迅速かつ的確に見極めた上で、被害者の安全確保を最優先とし、加害者に対しては、検挙措置等による加害行為の防止を徹底する一方、被害者に対しては、一時避難等を含めた保護対策を推進します。</li><li>恋人間の暴力（デートDV）を防ぐため、若年層を対象とした啓発や教育機関と連携した取組を行います。</li></ul>	<p>府民文化部 福祉部</p> <p>府民文化部 福祉部</p> <p>警察本部</p> <p>府民文化部</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府内市町村に対し配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置等について、助言等の支援を行います。</li> <li>・ 女性弁護士による法律問題に関する面接相談を行うことにより、DV 被害、性暴力被害に苦しむ女性を支援します。</li> </ul>	<p>府民文化部 福祉部</p> <p>府民文化部</p>
<p><u>イ 性犯罪への対策の推進</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に関する最近の情勢等にかんがみ、強力で適正な性犯罪捜査を推進し、加害者の確実な検挙を図ります。</li> </ul>	<p>警察本部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者が相談や被害申告をしやすい環境の整備等、性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進します。</li> </ul>	<p>警察本部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者支援にかかわる機関、団体等が連携し、被害者が被害直後から総合的な支援を継続的に受け取ることができる支援体制の充実を図ります。</li> </ul>	<p>警察本部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者の心情に配慮した事情聴取やカウンセリングの実施等による精神的ケアの充実等、被害者の精神的負担の軽減に努めます。</li> </ul>	<p>警察本部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性に対する性犯罪を防止するための環境作りを推進し、性犯罪を起こさせない社会づくりのための広報啓発や被害防止のための情報発信などを行います。</li> </ul>	<p>警察本部 福祉部</p>
<p><u>ウ 買売春・人身取引への対策の推進</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買売春と人身取引による女性や児童の被害を未然に防ぐため、啓発活動の推進や取締りの強化を図るとともに、被害者の保護が必要な場合には、女性相談センター（婦人相談所）において適切に保護を行うなど、買売春と人身取引の防止に向けた取組を推進します。</li> </ul>	<p>福祉部 警察本部</p>
<p><u>エ ストーカー行為等への対策の推進</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ストーカー規制法の適切な運用に努めるとともに、事案の危険性・切迫性を迅速かつ的確に見極めた上で、被害者の安全確保を最優先とし、行為者に対しては、検挙措置等による加害行為の防止を徹底する一方、被害者に対しては、一時避難等を含めた保護対策を推進します。</li> </ul>	<p>警察本部</p>
<p><u>オ セクシュアルハラスメント防止対策の推進</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場におけるセクシュアルハラスメントに対する認識と理解を深めるため、企業等に対する啓発を強化するとともに、事業主と労働者を対象とした労働相談を行</li> </ul>	<p>商工労働部</p>

<p>うとともに、個別労使紛争解決に向けた調整・あっせんを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 教職員による児童・生徒に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、児童・生徒のための相談体制の整備や周知、管理職をはじめとした教職員の研修の充実等を図ります。</li> <li>• 職場、学校のほか、地域等の社会のあらゆる場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについても防止のための取組が進められるよう啓発活動等を推進します。</li> </ul>	<p>教育委員会</p> <p>府民文化部</p>
--	---------------------------

### (3) 様々な困難を抱える人々への支援

#### 基本的な考え方

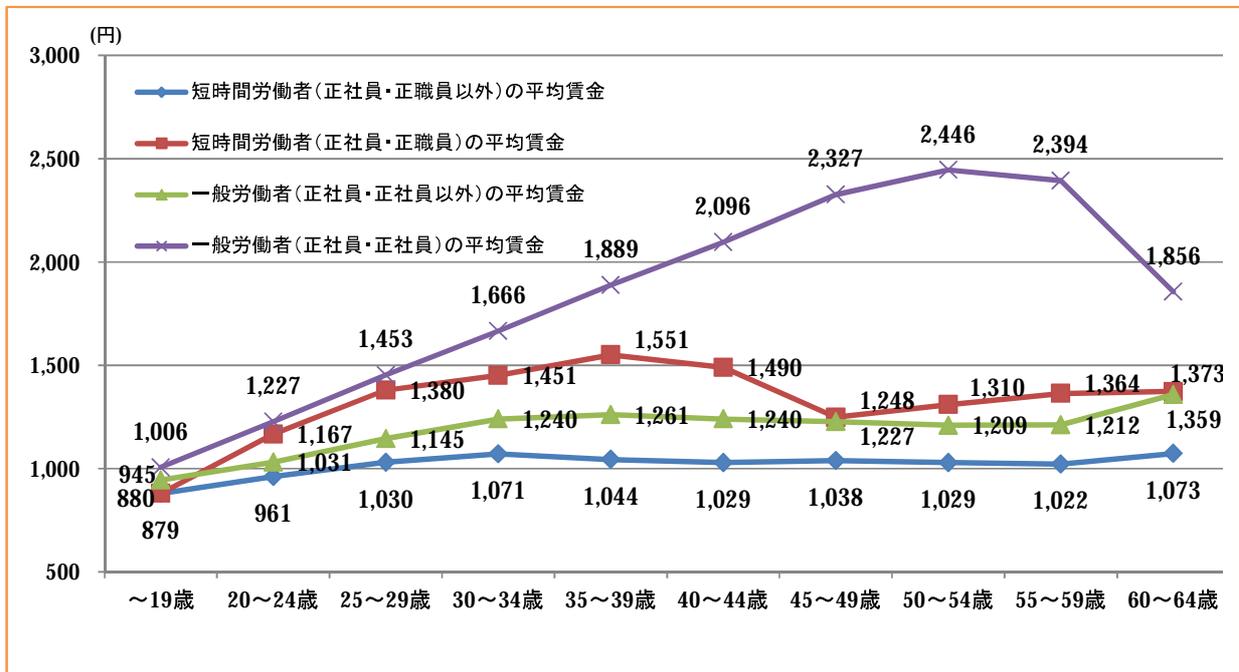
社会経済情勢の変化の中で、貧困、教育・就労等の機会を得られない、地域で孤立するなど、様々な生活上の困難に直面する人々が増加しています。また、近年、子どもの貧困も新たな課題となっています。生活上の困難が放置され深刻化すると、DVや児童虐待に繋がることも懸念され、特に子どもにはより深刻な影響をもたらすことから様々な取組が必要です。

#### 数値目標(アウトカム)

数値目標	現状値	目標値(H32年度)	参考・比較指標
女性の就業率(再掲)	年平均 44.8% (H26年)	全国平均を上回る (H31年度)	全国平均 47.62% (H26年)
若者(15~34歳)の就業率	年平均 61.07% (H26年)	全国平均を上回る	全国平均 62.22% (H26年)

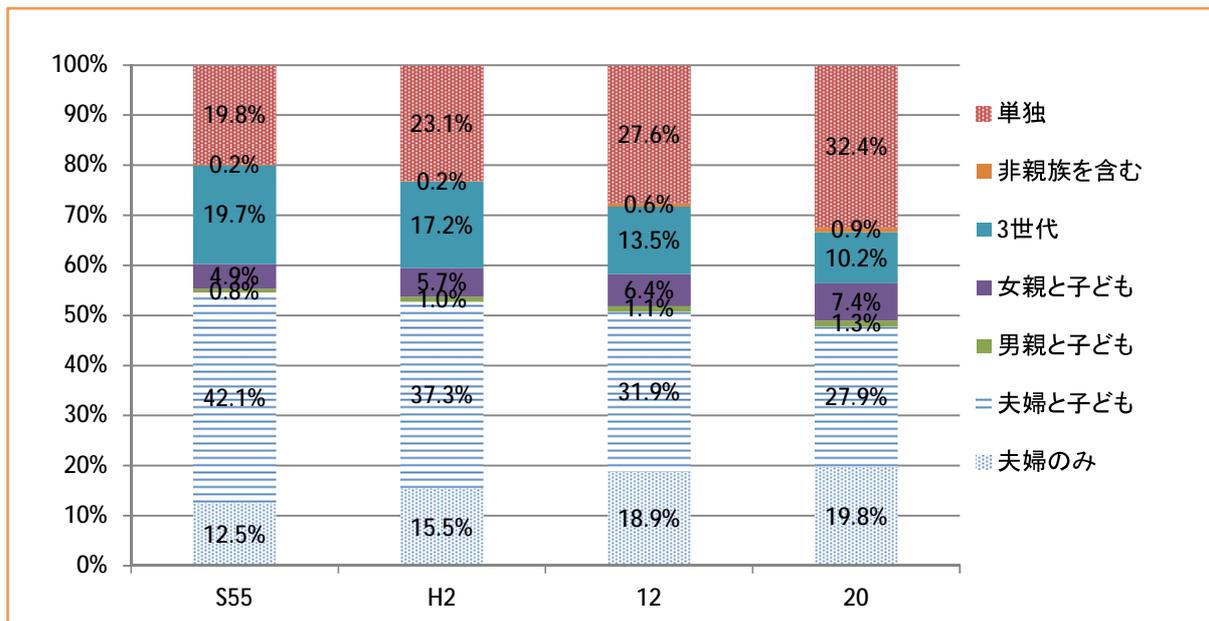
#### 参考

##### 1. 一般労働者と短時間労働の賃金比較



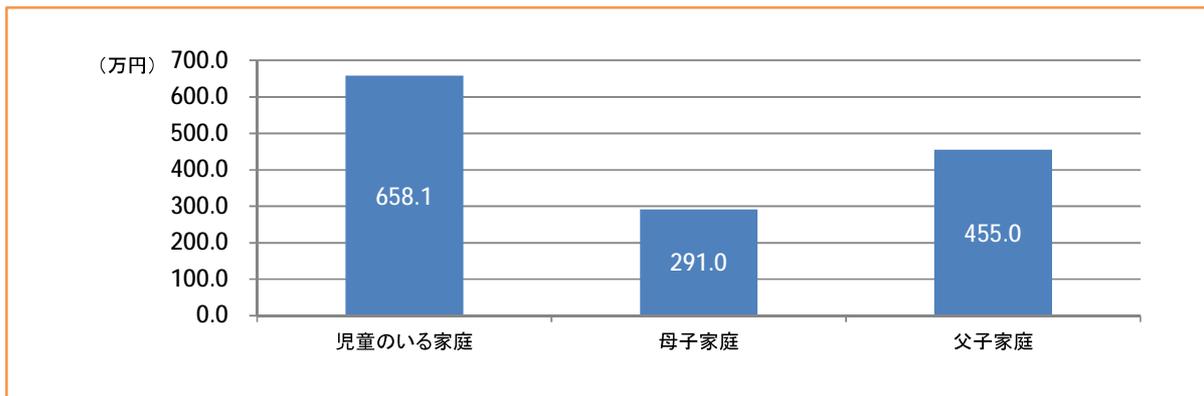
資料出所:賃金構造基本統計調査(H26)厚生労働省

## 2. 世帯の家族類型別割合の推移



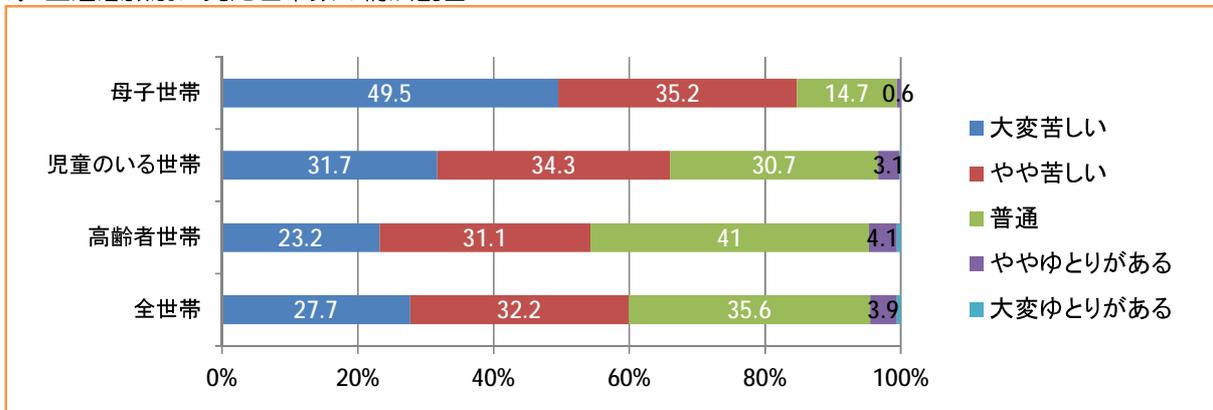
資料出所:総務省「国勢調査」(H22)

## 3. 児童のいる家庭と母子・父子家庭の平均収入



資料出所:国民生活基礎調査(H22)

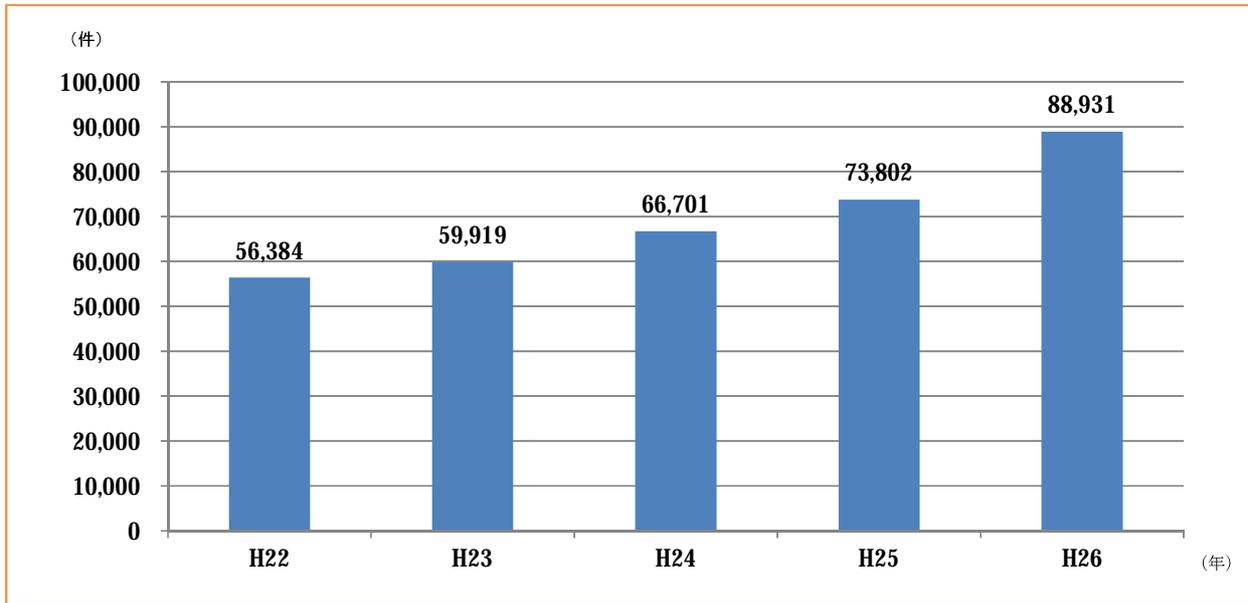
## 4. 生活意識別に見た世帯数の構成割合



資料出所:国民生活基礎調査(H25)

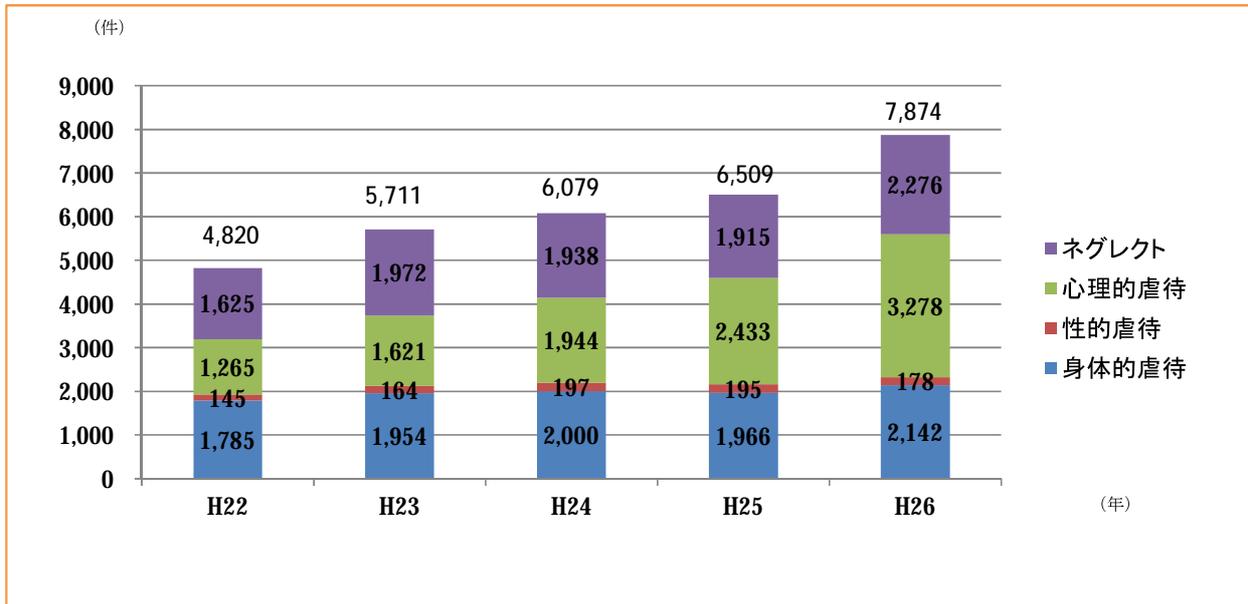
## 5. 児童虐待相談の状況

全国における児童虐待相談対応件数の推移



資料出所: 福祉行政報告例

大阪府における児童虐待相談対応件数の推移



資料出所: 大阪府子ども家庭センター資料

## 基本方針 2 (3) ① 困難な状況を抱える人々の課題解決のための支援の強化

様々な困難な状況に置かれた人々の課題を解決するため、府庁内関係部局が連携し、市町村や地域福祉団体、民間団体等と連携した取組を進めます。また、身近な相談窓口の情報などの各種支援情報について、市町村や民間団体等と連携して情報発信に努めます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"><li>様々な困難な状況に置かれた人々の課題を解決するため、関係部局の連携を図るとともに、市町村や地域福祉の支援人材、民間団体等と連携した取組を進めます。</li><li>身近な相談窓口の情報など各種支援情報について、生活困難等に直面する人々に届くよう、市町村や民間団体等と連携して情報発信します。</li><li>女性が直面している様々な問題について、相談カウンセリング、法律相談の実施等を通じ、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な援助と解決のためのサポートを行います。</li></ul>	府民文化部 健康医療部 商工労働部 住宅まちづくり部 教育委員会  府民文化部

## 基本方針 2 (3) ② ひとり親家庭や障がい児への支援

ひとり親家庭等の自立支援を推進するとともに、市町村等が実施する事業が円滑に進むよう支援します。

また、障がい・難病（慢性疾患）のある子どもが地域で社会の一員として自分らしく主体的に生きる力を高めることができるよう、福祉、保健、医療等の支援を引き続き行います。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"><li>ひとり親家庭及び寡婦の自立を図るため、就業支援、子育てをはじめとした生活面への支援、養育費の確保・面会交流支援、経済的支援、相談機能の充実、人権尊重の社会づくりを総合的に推進します。</li></ul>	府民文化部 福祉部 商工労働部
<ul style="list-style-type: none"><li>障がい・難病（慢性疾患）のある子どもが、地域で社会の一員として自分らしく主体的に生きる力を高めることができるよう、福祉、保健、医療等の支援を行います。</li></ul>	健康医療部 福祉部 教育委員会

## 基本方針 2 (3) ③ 子育て世帯への支援

授業料などの教育費への助成や医療費の自己負担の一部を助成する市町村への支援等により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。また、駅やショッピングセンターなど多くの人が利用する施設等について、エレベーターやトイレのベビーシートを設置することなど、妊婦や子育て世帯にやさしいまちづくりの取組を進めます。

そして、児童虐待対応の中心的役割を担っている子ども家庭センターと連携し、虐待防止のための啓発に取り組むとともに、児童ポルノに関する取締りに努めます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><u>ア 子育て費用の負担軽減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>授業料などの教育費への助成や医療費の自己負担の一部を助成する市町村への支援等により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。</li> </ul>	府民文化部 福祉部 教育委員会
<p><u>イ 女性や子育て世帯等にやさしいまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>駅やショッピングセンターなど多くの人が利用する施設等において、妊婦や親子連れの方などすべての人が利用しやすく、安心して外出できる環境づくりを推進するため、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー法）や「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、エレベーターやトイレのベビーシート、授乳室、おむつ交換場所等の整備を促進します。</li> <li>女性や子育て世帯等の安全・安心を確保する観点から、道路、公園、住宅などの整備・改修を促進するとともに、府域全域にわたる安全キャンペーン等の啓発を行うなど安全・安心を実感できる大阪の実現に向けた取組を推進します。</li> <li>子育て世帯等を対象とした府営住宅の募集を実施するなど、良質なファミリー向け住宅を提供します。また、子育て世帯等が円滑に民間賃貸住宅に入居できるようサポートします。</li> <li>インターネットを活用し、子育てに役立つ情報を提供します。</li> <li>大阪の持つ産業や商業施設の集積を活かし、大学やNPOなどと連携した取組により、女性や子育て世帯にとって魅力的なまちづくりが促進されるよう情報提供等の支援を行います。また、女性や子育て世帯の視点や感性を活かした新たな商品・サービスの開発やまちの活性化活動について情報提供等の支援をします。</li> </ul>	政策企画部 福祉部 都市整備部 住宅まちづくり部  政策企画部 都市整備部 住宅まちづくり部  住宅まちづくり部  福祉部  府民文化部 商工労働部

<ul style="list-style-type: none"> <li>「まいど子どもカード」事業の普及・拡大などを通じて、子育てを社会全体で応援する機運を醸成します。</li> </ul>	福祉部
<p>ウ 児童虐待等への対応、子どもの安全安心の確保</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待対応の中心的な役割を担う子ども家庭センターの体制強化を進めるなど、虐待の予防・早期発見・早期対応に努めます。また、教育・医療・保健・福祉の関係者の資質向上を図るとともに、地域におけるネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化など、市町村との連携や市町村への支援を充実します。</li> </ul>	福祉部 健康医療部 教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校における児童虐待への対応については、教育相談窓口の周知や専門家及び関係機関との連携などについて指導・助言し、市町村においても支援体制が構築されるよう働きかけます。</li> </ul>	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア等が必要な子どもの保護者に対し、虐待予防の視点をもってきめ細やかな養育支援を行います。</li> </ul>	福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待等危機介入援助チームや、保護を要する子どもの総合的な権利擁護システムの適切な運用により、虐待などの権利侵害に対応します。</li> </ul>	福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所等の関係機関との緊密な連携による児童の安全確認・安全確保を最優先とした取組を推進します。</li> </ul>	警察本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪等の被害を防止するため、小学校の余裕教室等を活用した地域安全センターの設置など、地域防犯ネットワークを構築するとともに、学校、家庭やPTA等の団体、地域住民、関係各機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る取組を推進します。また、市町村や関係機関と連携を図り、効果的な学校安全体制の構築を支援します。</li> </ul>	政策企画部
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童買春・児童ポルノなどの少年の福祉を害する犯罪は、少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害することから、取締りを強化し、被害少年の保護を図ります。</li> </ul>	警察本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府青少年健全育成条例」等関係法令に基づき適切に対応するとともに、関係機関・団体等と連携して、青少年を取り巻く社会環境を整備するための啓発活動等の対策を推進します。</li> </ul>	政策企画部

<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択できる機能を有する「フィルタリングソフト」、「フィルタリングサービス」の普及・啓発を通じて、高度化した情報通信技術を用いた青少年の健全な成長を阻害する有害情報に接することを防ぐ取組を進めます。</li> </ul>	政策企画部
<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども家庭センターにおいて、非行問題への対応、心理的ケア等を要する子どもへの対応、非行の背景となる虐待や経済的困難等複雑な問題を抱える家庭との調整など、個々の子どもと家庭の事情に即したきめ細やかな援助に力点をのいた支援を行います。</li> </ul>	福祉部

## 基本方針 2 (3) ④ 高齢者・障がい者福祉の充実及び就業促進

介護保険サービス基盤の充実や相談・苦情対応窓口の整備、事業者・施設に対する指導など、介護保険サービス提供体制のより一層の充実を図るとともに、介護予防や生活支援サービスの充実などに取り組みます。

そして、高齢者の就業意欲や技能を活かし、生きがいをもって働くことができるよう、国、市町村など関係機関と連携しながら、就業機会の確保・拡大に努めるとともに、障がい者が地域の中で安心して生活できるよう、福祉サービスの提供や就労支援に努めます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><b>ア 高齢者福祉の充実及び就業促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターの機能強化、多職種連携、在宅医療と介護の連携強化、新しい総合事業の実施など、地域包括ケアシステムの構築を目指す市町村を支援します。</li> <li>認知症の人への支援を充実させるために、認知症サポーターの養成や地域における見守りや支援体制の充実、認知症初期集中支援チームの配置を進める市町村を支援します。</li> <li>高齢者が介護を要する状態にならないように、住民主体の通いの場、高齢者の居場所や出番づくりなどを通じ健康づくり・生きがいづくりが各市町村で推進されるよう支援していきます。</li> <li>「大阪府高齢者計画 2015」に基づき、福祉・介護サービス基盤の充実を図るとともに、介護保険事業の適正な運営が図れるよう市町村を支援します。</li> <li>在宅医療、看護、介護に携わる人材を安定的に確保するために、基盤整備、参入促進、資質の向上、労働環境・処遇改善に取り組みます。</li> <li>高齢者が生きがいを持って働くことができるよう、国等関係機関との連携や公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会に対する助言・支援を行い、就業機会の拡大と就業率の向上を図ります。</li> </ul>	<p>福祉部</p> <p>福祉部</p> <p>福祉部</p> <p>福祉部</p> <p>健康医療部 福祉部</p> <p>商工労働部</p>
<p><b>イ 障がい者福祉の充実及び就労支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者が地域の中で安心して生活できるよう、福祉サービスや就労支援の充実を図ります。</li> </ul>	<p>商工労働部 福祉部</p>

## 基本方針 2 (3) ⑤ 高齢者・障がい者が暮らしやすいまちづくり

府営住宅におけるバリアフリー化の推進など、高齢者・障がい者が安心して暮らすことができる住宅・住環境の整備に努めます。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"><li>府営住宅について、今後ともだれもが安心して生活できる「あいあい住宅」の供給を進めるとともに、バリアフリー化を推進するなど、高齢者・障がい者が安心して暮らすことができる住宅・住環境を整備します。</li></ul>	住宅まちづくり部
<ul style="list-style-type: none"><li>府営公園について、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」に基づき、高齢者や障がい者などすべての府民の利用に配慮した公園施設の改修を行います。</li></ul>	都市整備部
<ul style="list-style-type: none"><li>府立学校について、「福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき、スロープや階段手すりの設置、便所の改修等の施設整備を行います。</li></ul>	教育委員会

## 基本方針 2 (3) ⑥ 複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援

社会経済情勢の変化の中で、貧困などにより教育や就労等の機会を得られず、地域で孤立するなど、様々な生活上の困難に直面する人々が増加しています。生活上の困難が放置され深刻化すると、DVや児童虐待に繋がることも懸念され、特に子どもにはより深刻な影響をもたらす問題であることから、そのための取組が必要です。

また、施策の推進にあたり、障がいがあること、在住外国人であること、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要があります。

性同一性障がいなどを有する人々、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている人々がいるということに留意して、施策を進めていく必要があります。

外国人については言葉の関係等で弱者となる傾向があることから、引き続き、外国人のDV被害者等の相談支援を行う必要があります。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"><li>障がいがあること、在住外国人であること、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意して施策を推進します。</li></ul>	府民文化部 福祉部
<ul style="list-style-type: none"><li>府内に在住する外国人に対し、多言語で相談対応や情報提供を行います。</li></ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"><li>外国人女性に対する相談・一時保護体制の充実を図ります。</li></ul>	福祉部
<ul style="list-style-type: none"><li>LGBTをはじめとする性的マイノリティの人権について府民の理解が深まるよう、人権教育・啓発を推進します</li></ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"><li>女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合の課題解決については、市町村が身近な地域で取り組む総合的な相談体制を支援します。</li></ul>	府民文化部

### 3. 全ての世代における男女共同参画意識の醸成

#### (1) 子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発

##### 基本的な考え方

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識に形成された固定的な性別役割分担意識を解消していくことや、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成していくことが重要であり、そのための理解を深めるための教育や啓発活動は様々な取組の中の根幹をなすものとして取り組む必要があります。

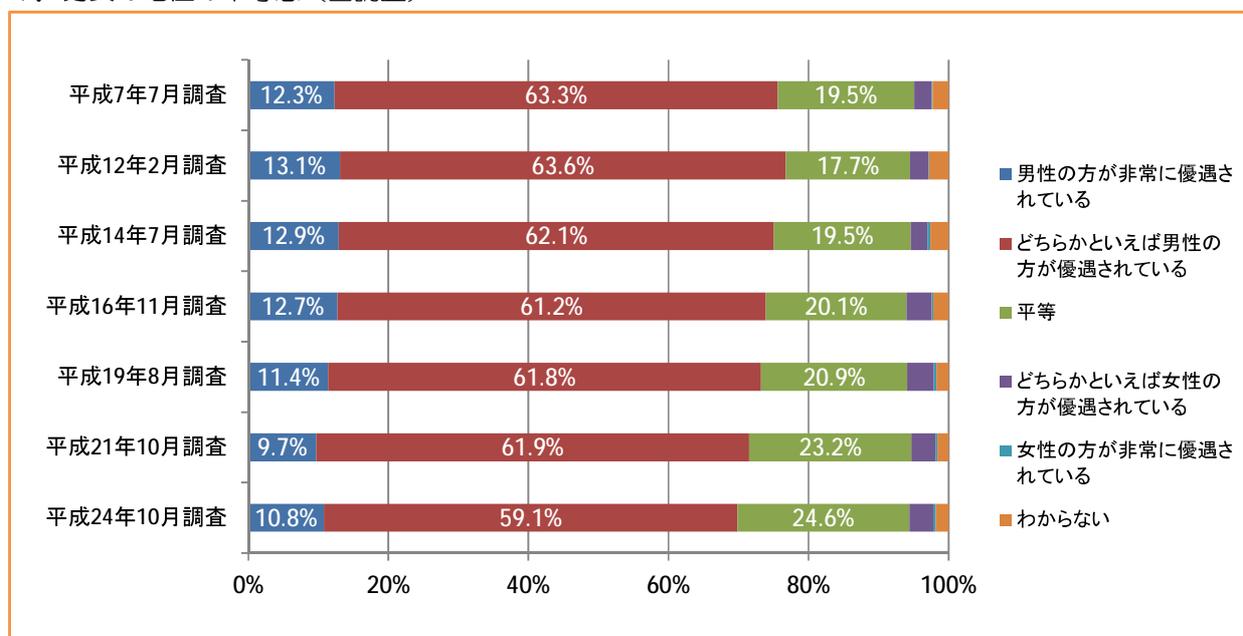
特に、次世代を担う子どもたちが男女共同参画への理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもの頃から男女がともに対等な存在であるという意識を形成していくことが必要です。

##### 数値目標(アウトカム)

数値目標	現状値	目標値(H32年度)	参考・比較指標
男女共同参画社会の周知度	54.8% (H26年度)	100%	63.7% (H24年度) 内閣府調査
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する府民の割合	45.5% (H26年度)	40%	51.6% (H24年度) 内閣府調査

##### 参考

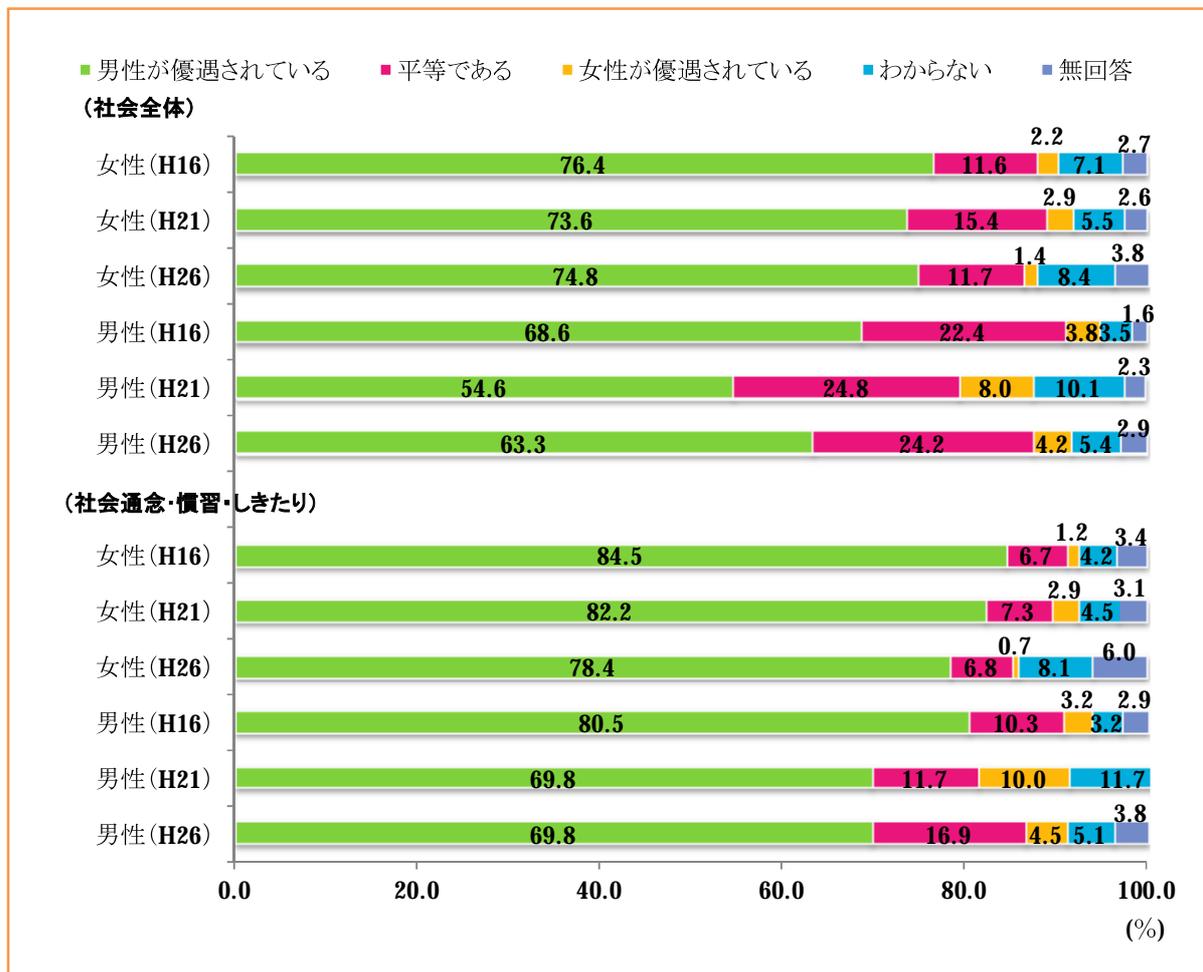
#### 1. 男女の地位の平等感（国調査）



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」より作成

## 2. 男女平等の現状認識（大阪府） ※基本的な指標

問 次にあげる分野で、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。



資料出所：男女共同参画に関する府民意識調査

「男性が優遇されている」の割合については、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計

「女性が優遇されている」の割合については、「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」の合計

## 3. 「男女共同参画社会」という用語の周知度

	大阪府調査(府民意識調査)		内閣府調査	
	女性	男性	女性	男性
平成11年度	10.2%	16.0%	22.6%	27.3%
平成16年度	—	—	47.7%	58.0%
平成21年度	43.2%	45.3%	62.1%	67.5%
平成26年度	52.5%	57.3%	61.3%	66.3%

※内閣府調査は平成24年度

## 基本方針 3 (1) ① 子どもの頃からの男女共同参画意識の理解の促進

男女がともに対等な存在であるという意識形成を子どもの頃から行うことが重要であり、家庭と連携しつつ、引き続き、男女平等を推進する教育や学習機会の充実を図ります。また、「働くこと」への意識を高めていく上で、社会に出るまでの教育が果たす役割は大きいため、男女にかかわらず成長の各段階において職業観や社会で果たすべき役割などについて、幅広くキャリア教育を実施します。

### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><b>ア 男女平等を進める教育・学習の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会を実現する上で、学校教育の果たす役割は非常に大きいことから、発達段階に応じて体系的に男女の人権尊重と男女平等について学ぶ教育を推進します。</li> <li>学校での教科指導、進路指導、生徒指導、総合的な学習の時間など、学校教育全体を通じて、男女の役割についての固定的な考え方に縛られず、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育みます。</li> <li>卒業後の進路決定だけでなく、子どもたち一人ひとりの内面の成長・発達を促し、将来にわたり男女を問わず一人の社会人・職業人として自立していく力等を育む、いわゆる「キャリア教育」を推進します。</li> <li>学校において、授業中はもちろんのこと、教育活動の様々な部分において、決めつけによる固定的な男女の役割分担意識によって、無意識のうちに子どもたちの個性や能力発揮の機会を奪っていないか、日常的な点検を行うとともに、男女共同参画について教職員自身の正確な理解が深まるように、参加・体験型の研修を取り入れるなど、教職員研修の工夫・改善・充実を図ります。</li> <li>インターネット等の普及によって、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報の発信主体が多様化し、受信も容易となっている現状に対応していくとともに、子どもが健全に育つため、学校教育をはじめとした様々な場面におけるメディア・リテラシー向上の取組を進めます。</li> </ul>	<p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p> <p>府民文化部 教育委員会</p> <p>府民文化部 教育委員会</p> <p>府民文化部 教育委員会 等</p>
<p><b>イ 家庭・地域等における男女平等に関する教育・学習の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育所・認定こども園、幼稚園、保健所、市町村保健センター、図書館、公民館などの施設関係者をはじめ、子どもに接する様々な関係者や保護者等を対象とした、子どもの個性を尊重する態度を身に付けるための学習機会の充実や意識啓発に努めます。</li> </ul>	<p>府民文化部 福祉部 教育委員会</p>

## (2) 男女共同参画意識の醸成

### 基本的な考え方

男女共同参画社会の実現が一人ひとりにとって、もっと身近な問題と捉えられるよう、また、より多くの府民の理解と共感を広げられるよう、取組を進めます。

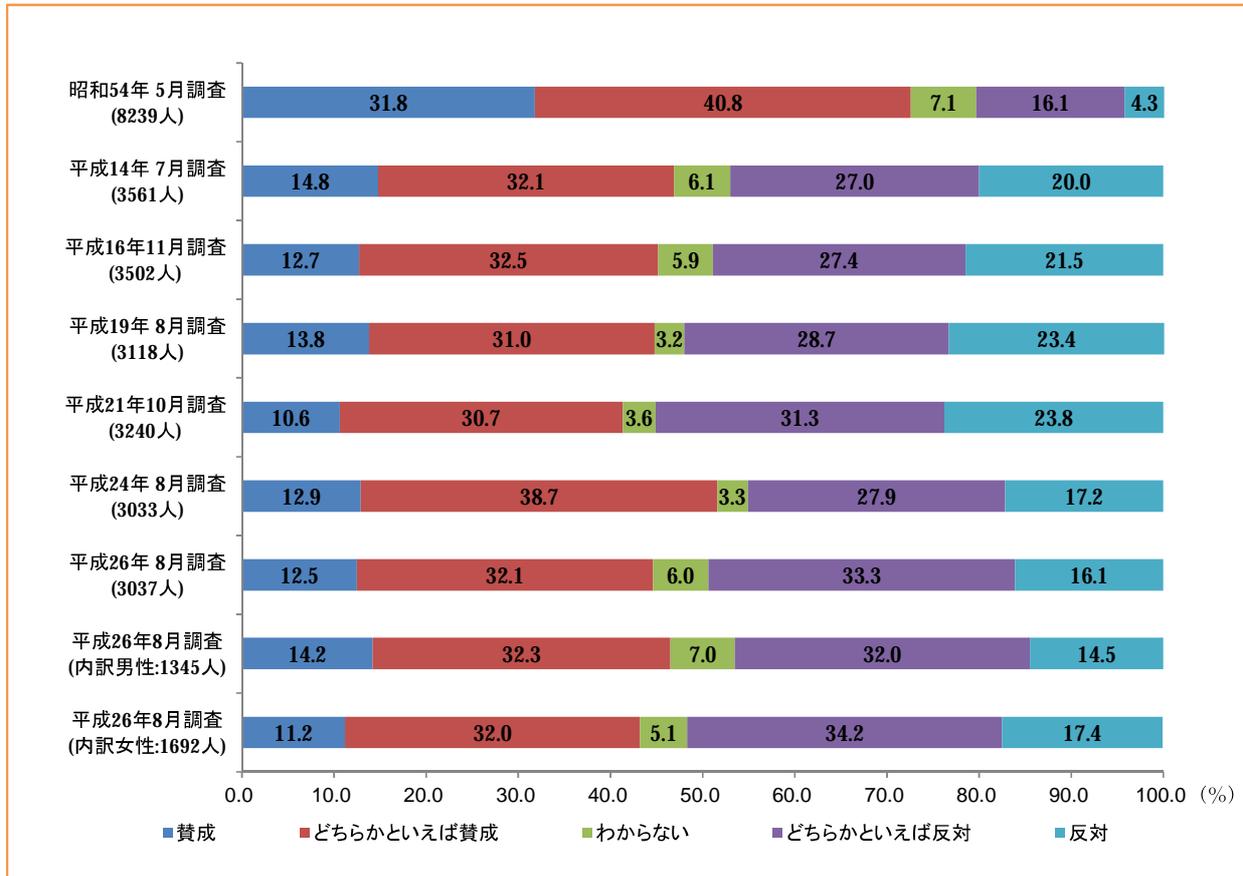
特に、男女共同参画は自分自身にかかわる重要な問題であるとの認識が、とりわけ男性にも深まるよう取り組んでいくことや、社会的に影響力を持つ層を対象とした啓発を重点的に実施し、男女共同参画意識の醸成を図ります。

### 数値目標(アウトカム)

数値目標	現状値	目標値(H32年度)	参考・比較指標
男女共同参画社会の周知度(再掲)	54.8% (H26年度)	100%	63.7% (H24年度) 内閣府調査
「女子差別撤廃条約」の周知度	39.1% (H26年度)	70%	34.8% (H24年度) 内閣府調査
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する府民の割合(再掲)	45.5% (H26年度)	40%	51.6% (H24年度) 内閣府調査
男性の子育てへの参画が以前より進んだと思う府民の割合	71.1% (H26年度)	80%	—
男性の介護への参画が以前より進んだと思う府民の割合	44.7% (H26年度)	50%	—
出産結婚にかかわらず仕事を継続すると回答する女性の割合	26.2% (H26年度)	30%	—

## 参考

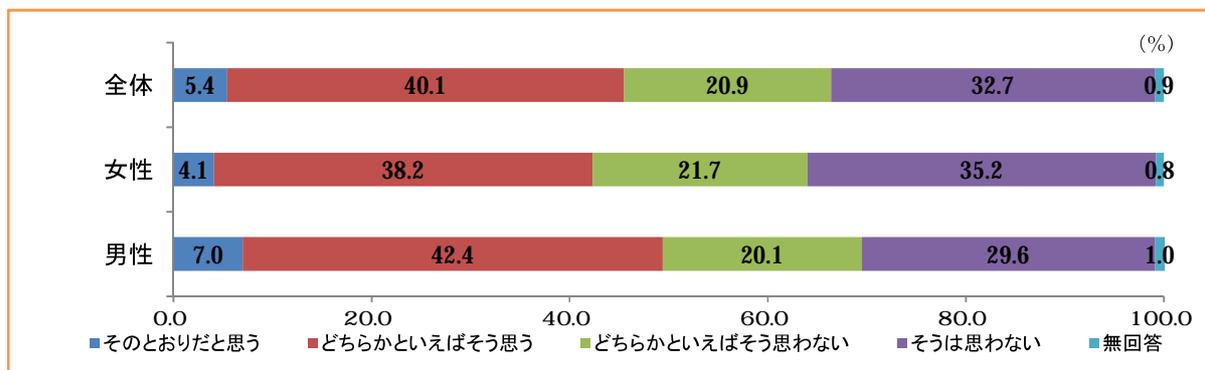
### 1. 固定的な性別役割分担意識（国）〈夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである〉



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成 24 年 10 月)、「女性の活躍推進に関する世論調査」

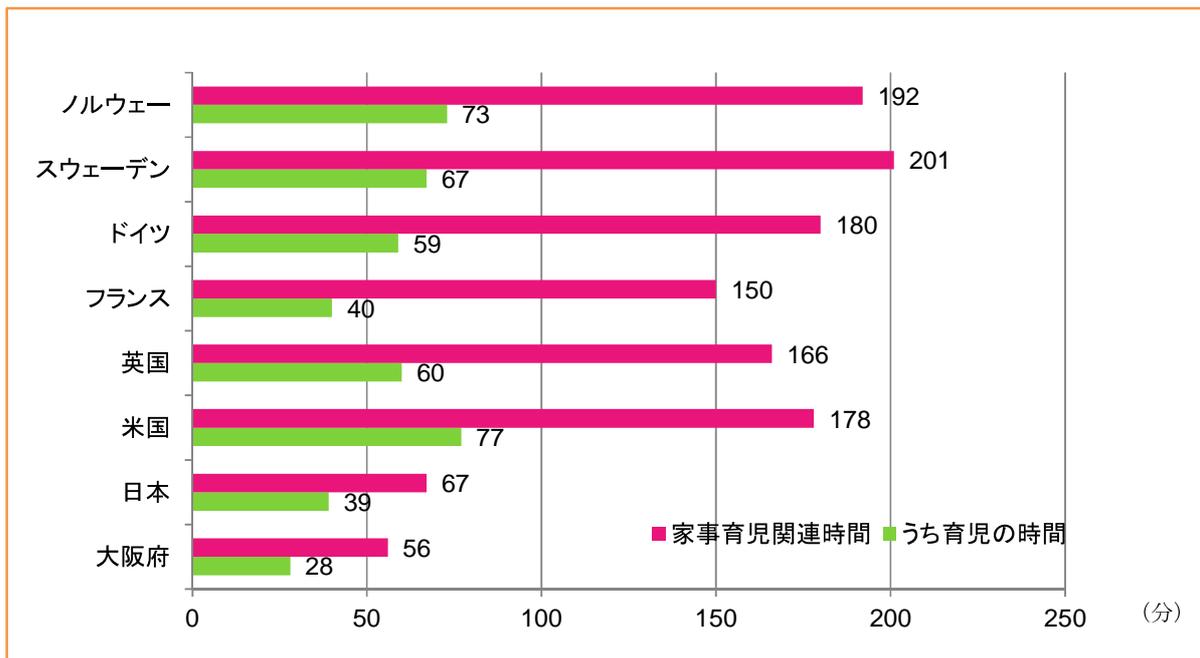
### 2. 固定的な性別役割分担意識（大阪府）

問 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。（〇はひとつ）



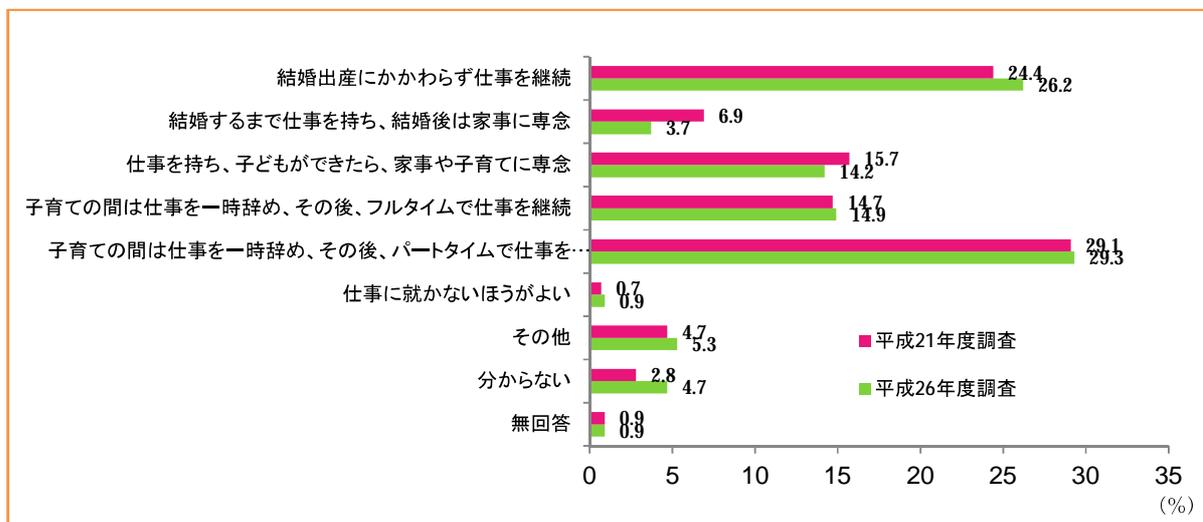
資料出所：男女共同参画に関する府民意識調査(平成 26 年度)

3. 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間（1日当たり 国際比較） ※基本的な指標



資料出所：内閣府「平成 27 年版 男女共同参画白書」、総務省「平成 23 年 社会生活基本調査」

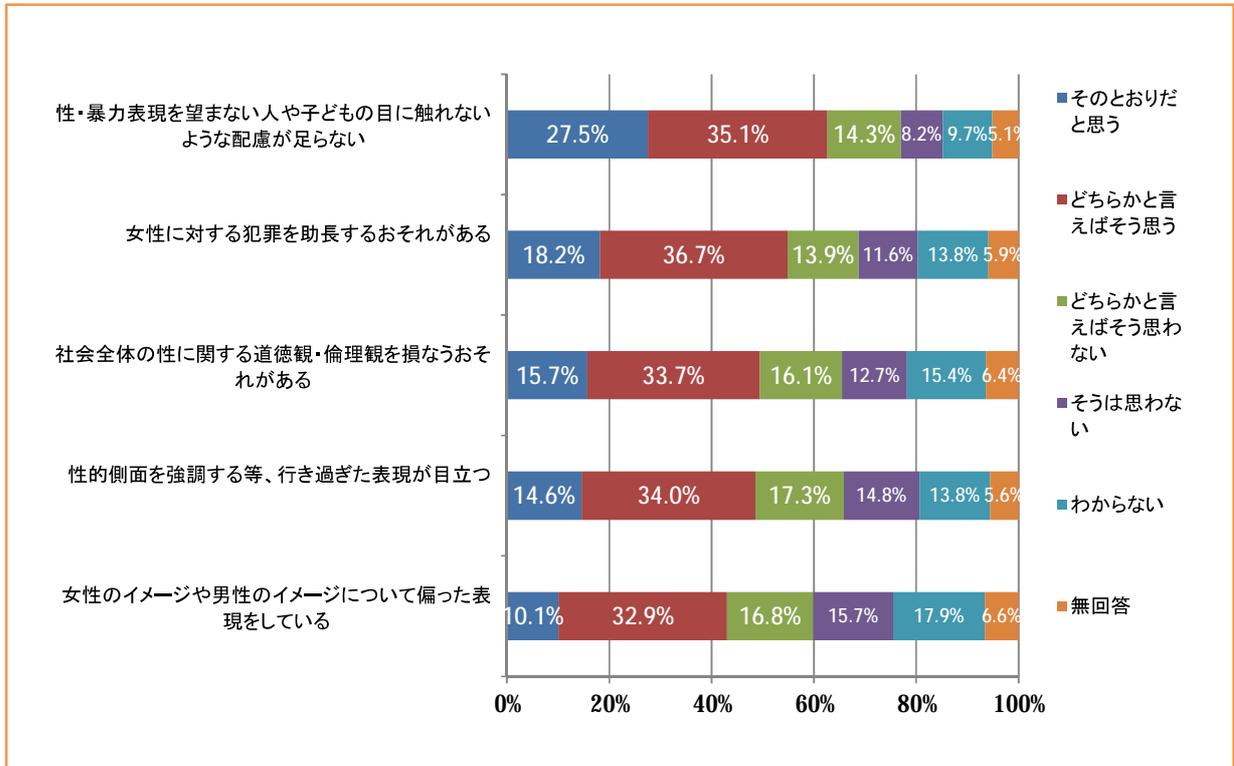
4. 好ましい女性の生き方について



資料出所：男女共同参画に関する府民意識調査(平成 21・26 年度)

5. メディアにおける性暴力表現、女性の人権が尊重されていないと感じること

問 テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどメディアにおける性・暴力表現について、あなたはどのように思いますか。



資料出所: 男女共同参画に関する府民意識調査(平成 26 年度)

### 基本方針 3 (2) ① 身近な問題として、理解と共感を広げる取組の推進

若い世代には育児や就職難、中高年層には介護など、府民一人ひとりが男女共同参画を自分自身にかかわる切実な問題として捉え、理解を深めることができるよう、男女共同参画週間、人権週間、男女雇用機会均等週間等の多様な機会を通じて啓発活動を行います。

#### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"><li>若い世代には子育てや就職難、中高年層には親の介護など、府民一人ひとりが男女共同参画を自分自身にかかわる切実な問題として捉え、理解を深めることができる取組を進めます。また、男女共同参画の視点から、時機を得た喫緊の課題をテーマとした啓発講座を実施します。</li><li>男女共同参画週間、人権週間、男女雇用機会均等週間等の多様な機会を通じて、市町村や企業、NPO との連携による啓発活動を行います。また、先駆的な取組の顕彰や、様々な分野で活躍する女性の紹介など、工夫をこらし効果的な啓発活動を行います。</li></ul>	府民文化部 商工労働部  府民文化部 商工労働部

### 基本方針 3 (2) ② オピニオンリーダー層への意識啓発

企業経営者など組織の指導的な立場にある層やオピニオンリーダーなど、社会的に影響力の大きい層に対し重点的に啓発を行い、男女共同参画社会に関する理解を促進します。

#### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"><li>企業経営者など組織の指導的な立場にある層や社会的に影響力の大きい層に対し、重点的に啓発を行います。啓発を行うにあたっては、行政、経済団体、企業、大学など産官学のオール大阪で取り組むことで啓発効果が高まることが期待できることから、OSAKA女性活躍推進会議やおおさか男女共同参画促進プラットフォームのような組織を活用し、今まで以上に連携や協力を努めます。</li></ul>	府民文化部 商工労働部

### 基本方針 3 (2) ③ 多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保

女性が自らの意思によって高等教育を受けることなど、社会のあらゆる分野における活動に挑戦し、参画するための力をつけること、多様な職業を選択できるような指導を行うこと、多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応した生涯にわたる学習機会の提供に努めます。

#### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><u>ア 自己実現を可能にする学習機会の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>男女の学習機会の充実を図るため、男女共同参画関連施設などにおける講座について、性別や年齢などにかかわらず、だれもが利用しやすいように配慮します。</li></ul>	府民文化部
<p><u>イ 女性のエンパワーメントとチャレンジのための能力開発、学習機会の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に挑戦し、参画するための力をつけるため、相談事業を実施するとともに、多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する、生涯にわたる学習機会を充実します。また、男女共同参画に関する法律を理解し活用する能力の育成を支援するための学習機会の拡充や情報提供に努めます。</li></ul>	府民文化部

### 基本方針 3 (2) ④ 男性に対する男女共同参画意識の醸成

女性が育児をしながら働き続けるためには、男性自身が家庭での子育てや家事を「共に担うもの」と考える意識の改革を図っていくことが必要であり、そのきっかけとして男性の育児休業取得促進を図っていくことは男性本人のみならず、周囲への意識改革に繋がることもあり、効果的な取組と考えられます。

また、「イクメン」という言葉をきっかけに男性の子育てへの認識が広まりましたが、いわゆる「イクボス」の育成等に取り組む企業や「イクジイ」など退職後においても育児にかかわる男性が増えることが期待されます。また、介護についても男性が積極的に参画するよう、企業による支援制度の整備・充実や行政によるさらなる啓発活動が必要です。

#### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の健康の保持増進の観点から、とりわけ男性の長時間労働等の働き方の見直しや労働時間の短縮などについて、広報・啓発を行います。</li> </ul>	府民文化部 商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護、地域活動等様々な活動に参画する男性の活躍事例を紹介することにより、男性の育児・介護、地域活動等への参画を促進するとともに、男性の家事・育児等への参画に関する社会的な評価を高めていきます。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>男性を対象とする講座の開催など、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男性が家庭や地域生活へ積極的に参加することを促すような、効果的な啓発に取り組めます。また、府民に身近な市町村において、男性向けの家事・育児講座等が実施されるよう府内市町村に働きかけます。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校現場における中・高校生の育児体験学習の推進に努めます。</li> </ul>	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>OSAKA 女性活躍推進会議構成団体等と連携し、トップが「イクボス」の場合や「イクボス」の育成等に取り組む企業を取り上げ、様々な機会を活用して紹介することなどにより、男性の育児参加に向けた機運醸成に努めます。</li> </ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"> <li>男性が気軽に相談できる窓口を整備し、相談対応を通じて、男性の気づき、意識改革を図ることにより、男性の育児・介護への参加、地域社会活動への参加など、男女がともに生きやすい社会づくりに努めます。</li> </ul>	府民文化部

### 基本方針 3 (2) ⑤ 女性の人権を尊重した表現の推進

メディアを通じたわいせつ情報に対して関係法令の適用による取締りを進めるほか、府の広報・出版物が男女共同参画の視点に立った表現となるよう、「男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引」などを活用した取組を進めます。

#### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"><li>府が行う広報・出版は府民向けに広く情報発信されるため、社会に与える影響が大きいことを考慮し、広報・出版物が男女共同参画の視点に立った表現となるよう、「男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引」を活用した取組を進めます。</li></ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"><li>メディアにおける女性の人権尊重の観点などについて、メディア側の自主的な基準作りが進むよう、国や他の地方公共団体と連携して働きかけていきます。</li></ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"><li>メディアを通じたわいせつ情報に対して、関係法令の適用による取締りを進めます。</li></ul>	警察本部

**基本方針 3 (2) ⑥****男女共同参画にかかわる調査・研究、情報の収集・提供**

各種統計・調査を行う際には性別データを把握し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込む際の基礎資料とするとともに、府民意識調査その他の各種の調査を実施し、男女共同参画にかかわる調査・研究を進める必要があります。そして、統計や調査・研究の結果を広く府民に公表することも必要です。

**具体的取組**

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 社会における男女が置かれている状況を客観的に把握するため、各種統計・調査は、性別データを把握し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込む際の基礎資料とします。</li> </ul>	府民文化部等 全部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 男女共同参画社会の形成に資するため、府民意識調査その他の各種の調査を実施するとともに、大学等と連携し、「M字型カーブ」の要因分析や、家庭における家事、育児、介護等についての社会的評価方法など、男女共同参画にかかわる調査・研究を進めます。</li> </ul>	府民文化部 商工労働部
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 統計や調査・研究の結果を、講座の開催や各種媒体による提供を通じて、広く府民に還元します。また、ドーンセンターなどにおいて、男女共同参画にかかわる各種の情報を収集し、提供します。</li> </ul>	府民文化部等 全部局

### (3) 地域活動への参画促進

#### 基本的な考え方

府民の参加による地域の様々な活動やネットワークは、府民の豊かな生活の基礎となるものです。一方、地域活動としての自治会活動への参加意識は高いものの、仕事との両立が難しいなどの理由により参加が進んでいない実態も明らかになっています。

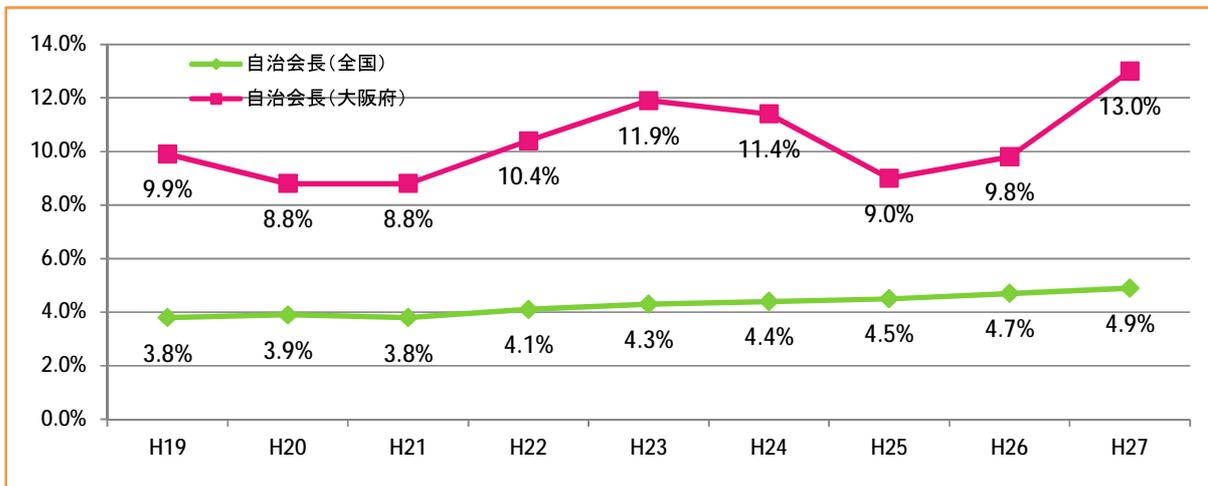
地域活動が男性だけ、または女性だけに偏って行われるなど、性別や年齢等により役割が固定化されることがないように、地域の活動に男女ともに多様な年齢層の参画を促進し、地域活動における男女共同参画の推進に取り組みます。

#### 数値目標(アウトカム)

数値目標	現状値	目標値(H32年度)	参考・比較指標
地域活動が以前より活発化していると思う府民の割合	30.5% (H26年度)	50%	—
自治会長に占める女性の割合(再掲)	13% (H27年度)	15%	全国平均 4.9% (H27年度)

#### 参考

##### 1. 団体等における女性の登用状況(自治会長に占める女性の割合等) ※基本的な指標



資料出所:内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ(平成27年12月)」

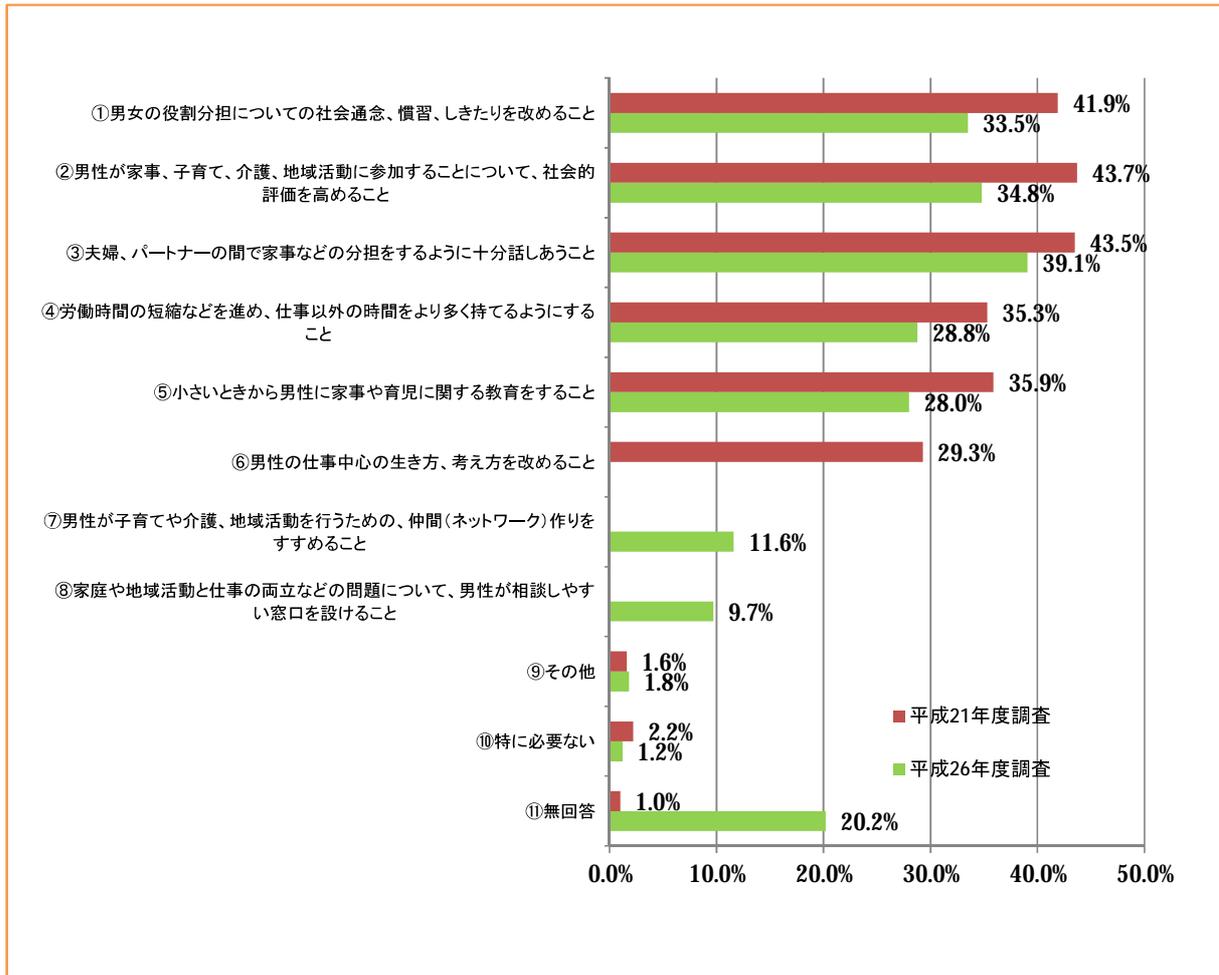
内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

## 2. 消防団員に占める女性の割合

	現状	参考
全国平均	2.5% (平成26年度)	第4次男女共同参加基本計画 10%を目標としつつ、当面5% (平成38年度)
大阪府	1.7% (平成25年4月1日)	—

資料出所:「第4次男女共同参画基本計画」、「消防の概況」

## 3. 男性が家事・育児・介護・地域活動などに参加するために必要なこと



資料出所:男女共同参画に関する府民意識調査(平成21・26年)

### 基本方針 3 (3) ① 地域における男女共同参画の促進

男性の自治会等への参画を促進するためには、企業によるワーク・ライフ・バランスの推進とともに、行政による一層の啓発が必要です。働く男性の地域活動への参加は自治会等の活性化にも寄与するものであり、自治会支援に取り組む市町村への支援にもつながります。

また、近年の災害対応における経験からも、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画が不可欠なことは明らかであり、女性の視点を踏まえた地域の防災・災害復興対策の推進に努めます。

#### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<p><b>ア 自治会等地域における男女共同参画の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「校庭の芝生化」など地域住民による学校を拠点とする取組を進めるとともに、子どもの安全対策や健康づくり、地域の福祉の互助的な活動など、学校、家庭、地域が連携した活動を通じて、地域の課題を地域の男女が協働で解決していく「地域力」の再生をめざした取組を促進します。</li> <li>地域に求められる人材、能力の確保に向け、研修等の人材の育成や人材のマッチング方策等の検討を行います。</li> <li>地域において行われている男女共同参画の課題の解決や魅力づくりに向けた取組について、情報発信します。</li> <li>男女共同参画の視点を踏まえた地域活動等の広報・啓発活動を行うことにより、男女共同参画の推進を支援します。</li> <li>男女共同参画にかかわる様々な問題に取り組んでいる団体・グループ、NPO等の活動が活性化するよう、情報提供をはじめ情報交換や活動の拠点となる場や機会を提供するなどその活動を支援します。</li> </ul>	<p>政策企画部 府民文化部 環境農林水産部 都市整備部 教育委員会 警察本部</p> <p>府民文化部</p> <p>府民文化部</p> <p>府民文化部</p> <p>府民文化部</p>
<p><b>イ 女性の視点を取り入れた災害対策等の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防犯活動、子育て支援活動等の地域活動に、男女ともに、多様な年齢層の参画が促進されるよう、情報の提供を行います。</li> </ul>	<p>政策企画部 府民文化部</p>

<ul style="list-style-type: none"><li>被災時やその後の復興時に生じる女性をめぐる諸問題の発生を防ぐため、「大阪府地域防災計画」及び同計画に基づくマニュアルなどにおいて、男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策を推進します。また、市町村が地域コミュニティにおける防災思想の普及・徹底を図る役割を担うことから、女性の視点を取り入れた市町村の対策が進むよう努めます。</li></ul>	政策企画部
--	-------

## (4) 多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進

### 基本的な考え方

女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約、北京宣言等の女性の地位向上のための国際規範・基準などについて幅広く府民に理解を深めるための情報提供等を行っていきます。

### 数値目標(アウトカム)

数値目標	現状値	目標値(H32年度)	参考・比較指標
「女子差別撤廃条約」の周知度(再掲)	39.1% (H26年度)	70%	34.8% (H24年) 内閣府調査

### 参考

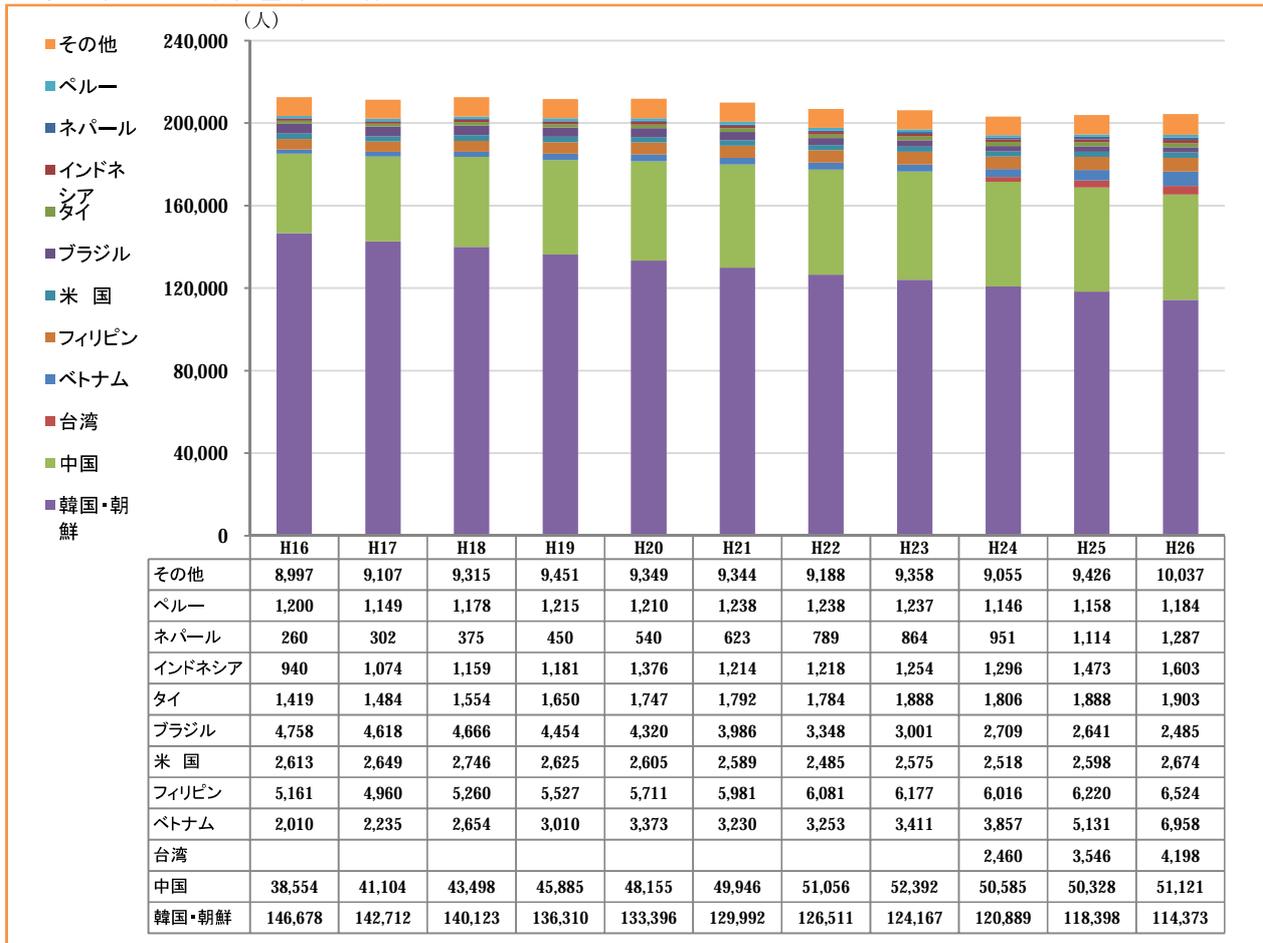
#### 1. GGI ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

順位	国名	GGI 値	分野ごとの順位(日本)	
1	アイスランド	<b>0.881</b>	経済分野	106位/145か国
2	ノルウェー	<b>0.850</b>	教育分野	84位/145か国
2	フィンランド	<b>0.850</b>	保健分野	42位/145か国
4	スウェーデン	<b>0.823</b>	政治分野	104位/145か国
5	アイルランド	<b>0.807</b>	GGIは、以下のデータから算出されている。 経済分野…労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率 教育分野…識字率、初等・中等・高等教育の各在学率 保健分野…新生児の男女比率、健康寿命 政治分野…国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任日数	
11	ドイツ	<b>0.779</b>		
18	英国	<b>0.758</b>		
28	米国	<b>0.740</b>		
101	日本	<b>0.670</b>		
115	韓国	<b>0.651</b>		

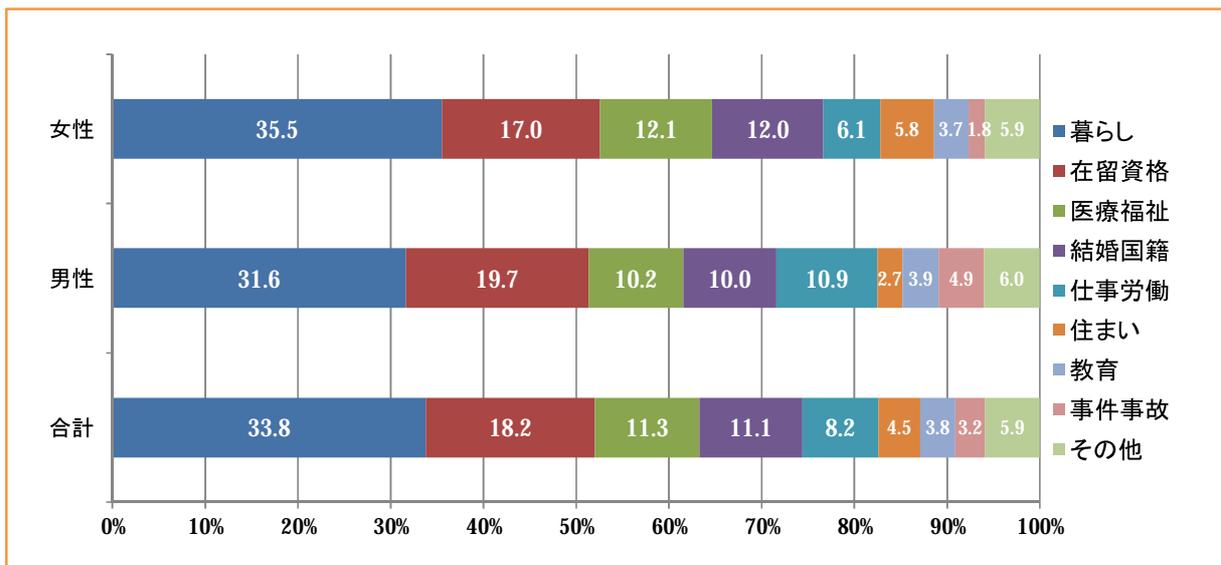
資料出所：内閣府「平成27年版 男女共同参画白書」他

## 2. 国籍・地域別在留外国人数



資料出所:「法務省入国管理局・在留外国人統計」

## 3. 外国人情報コーナーの男女別・内容別相談割合



出所:大阪府国際課調べ(平成 27 年 4 月)

### 基本方針 3 (4) ① 多文化共生の推進、外国人情報コーナーの設置等

男女平等に関する海外の情報や男女共同参画に関してグローバルに活動している女性の情報を収集し提供することや府内に在住する外国人に対し、多言語で府政に関する相談対応や情報提供を行います。

#### 具体的取組

具体的取組	担当・関連部局
<ul style="list-style-type: none"><li>国連の動きなど国際社会における男女平等に関する情報や、男女共同参画に関するグローバルな活動を行っている女性の情報を収集し、市町村等を通じて男女共同参画分野で活動するNPOなどの団体や府民に情報提供します。</li></ul>	府民文化部
<ul style="list-style-type: none"><li>府内に在住する外国人に対し、多言語で相談対応や情報提供を行います。</li></ul>	府民文化部